

平成 23 年度

行政監査報告書

— テーマ —

県立学校における教材費等について

大分県監査委員

目 次

第1 監査のテーマ及び目的	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
第2 監査の実施概要	
1 監査の着眼点	1
2 監査対象機関及び監査対象事務	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査対象事務	2
3 監査の実施時期及び実施方法	4
(1) 実施時期	4
(2) 実施方法	4
第3 監査対象事務の概要	
1 教材費等の状況	6
(1) 平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額	6
(2) 実地監査対象校の平成22年度における教材費等の状況	7
(3) 教材費等の試算	10
2 教材費等に係る事務処理方法	13
(1) 学校徴収金等処理方針及び学校徴収金等取扱マニュアル	13
(2) 本監査における徴収金処理方針の適用	13
(3) 本監査における徴収金マニュアルの適用	14
3 教材費等に係る用語の再定義	15
(1) 学校徴収金の再定義	15
(2) 学校関係団体費の再定義	16
(3) 学校指定用品の再定義	16
(4) 学校徴収金と学校関係団体費とを併せて私費現金と定義	16
(5) まとめ	16
4 私費現金の取扱事務の概況	18
5 学校指定用品の販売等業者選定事務の概況	18
(1) 学校指定用品の販売業者選定	18
(2) 修学旅行の取扱業者選定	18
(3) 卒業アルバム制作業者選定	18
第4 監査の結果及び意見	
1 私費現金の管理	19
(1) 社会通念上問題があると認められるもの	19
(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの	20

2 私費現金の使途	21
(1) 社会通念上問題があると認められるもの	21
ア 学校徴収金を無断で集金目的外の使途に流用したもの	
イ 学校徴収金のうち設置者が負担すべきと認められるもの	
ウ 学校関係団体費の支出のうち設置者又は教職員が負担すべきと認められるもの	
3 私費現金の事務処理	25
(1) 社会通念上問題があると認められるもの	25
ア 入会・会費負担等についての説明	
イ その他の不適切な集金	
ウ 管理監督者の職務遂行	
エ 保護者等への報告	
オ 支払に係る領収書	
カ 契約関係書類	
キ 事務引継	
(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの	27
ア 文書による起案・決裁	
イ 文書の管理	
ウ 納入業者の選定	
4 学校指定用品の事務処理	28
(1) 社会通念上問題があると認められるもの	28
ア 販売等業者の選定	
(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの	28
ア 保護者からの意見聴取	
イ 文書による起案・決裁	
ウ 文書の管理	
5 その他の不適切な事例	29
(1) 経理事務の複雑な委任関係	29
(2) 協力金の受領	29
(3) 通学用自転車ステッカーの販売	29
(4) 一律に集金する理由が乏しいもの	29
6 県教委の指導及び監督	31
(1) 徴収金処理方針の抜本的見直し	31
(2) 早急に改善指導を要する事項	33
ア 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの不備の改善	
イ 定期的な監察等の実施	
ウ 取り扱う私費現金の抑制	
エ 適切な経費負担の実現	
オ 学用品等指定の必要性	
カ 職員倫理規程の運用	
キ 「校外勤務」の必要性	
ク 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金一部負担額の集金の適正化	

ケ 大分県高等学校文化連盟会費の納入のは是正	
コ 県下一斉実力テストについて	
7 学校関係団体の事務の取扱いに係る事項	3 8
(1) 団体における教職員の事務の適正の確保	3 8
ア 経理規程等の整備	
イ 会員及び会費に関する規定の整備	
(2) 団体事務と公務との混同のは是正	3 9
ア 団体事務と公務との区分	
イ 教職員の意識	
ウ 校務として取り扱うことができる団体事務の範囲の明確化	
(3) 教職員の関与に係るルールの確立	4 0
ア 教職員の関与の必要性	
イ 役員等に就任する手続	
(4) 体育文化振興会の統合の促進	4 1
8 県民への情報提供	4 1
第5 監査結果に関連する意見	
1 保護者との関係	4 3
2 保護者等の財産権の尊重	4 3
3 保護者負担の軽減	4 3
4 公正な取引の確保	4 3
5 保護者等からの委任に関する留意事項	4 3
6 学校は権利義務の主体ではないこと	4 4
むすび	4 5
参考資料	4 6
○ 監査対象機関一覧表	4 6
○ 「学校徴収金」事務の流れ	4 8
○ 平成23年度行政監査結果集計表（学校）	4 9

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

平成23年度の行政監査は、「県立学校における教材費等について」をテーマとした。

2 監査の目的

県立学校では、教職員が、生徒の教材費や修学旅行費、PTA等の団体費などを取り扱っている。また、生徒又は保護者が購入する学用品等の中には、特定の製品や販売業者等を学校が指定し、又はあっせんするものがある。これら教材費等は、公金ではないが、負担する生徒又は保護者（以下「保護者等」という。）などの信頼に応え、適正、適切な取扱いが求められる。

このため、教材費等に係る事務が適正、適切に処理されているか等について監査し、適正かつ効率的な学校運営に資するものとする。

なお、監査の実施に当たっては、本監査がPTA等の団体自体を監査するものではないことに十分留意するとともに、PTA等の団体固有の情報である財務情報の取扱いには十分留意することとする。

（注） 本監査において「教材費等」とは、次に掲げるものを総称している。

一 学校徴収金

学校教育活動を行うために、授業料とは別に保護者等から校長が徴収する金銭

二 学校関係団体費

教職員、生徒、保護者、卒業生などで構成する学校関係団体が、当該団体の活動を行うために構成員から徴収する金銭

三 学校指定用品

保護者等が購入する学用品等のうち、学校が特定の製品や販売業者等を指定し、又はあっせんするもの

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 教材費等に属する現金・預金の管理は、適正、適切に行われているか。
- (2) 教材費等の使途は、適切であるか。
- (3) 教材費等に係る事務は、適正、適切に執行されているか。
- (4) 教材費等の管理及び事務処理に係るチェック体制が定められ、また、有効に機能しているか。
- (5) 各学校で、教材費等の取扱いに関する研修や指導が適切に行われているか。
- (6) 教育庁関係課は、教材費等の取扱いや取扱時の服務などについて適切な指導又は監督を行っているか。

2 監査対象機関及び監査対象事務

(1) 監査対象機関

監査対象機関は、教育庁の関係4課及び全県立学校65校とした（〔表－1〕）。

(2) 監査対象事務

監査対象事務は、平成22年度における次の事務とした。

- ア 教材費等について教育庁関係課が行う企画、指導、監督等の事務
- イ 教材費等について教職員が行う事務

〔表－1〕 監査対象機関及び監査対象事務

区分	監査対象機関	監査対象事務
教育庁本庁 4機関	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	教材費等について教育庁 関係課が行う企画、指 導、監督等の事務
県立学校	高田高等学校 国東高等学校 国東高等学校双国校 杵築高等学校 山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 別府青山高等学校 別府羽室台高等学校 大分上野丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分雄城台高等学校 大分南高等学校 大分豊府高等学校 大分工業高等学校 大分商業高等学校 芸術緑丘高等学校 大分西高等学校 大分中央高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 鶴崎工業高等学校 情報科学高等学校 大分東高等学校 由布高等学校 臼杵高等学校 臼杵商業高等学校	教材費等について教職員 が行う事務

区分	監査対象機関	監査対象事務
	海洋科学高等学校 野津高等学校 津久見高等学校 佐伯鶴城高等学校 佐伯豊南高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校 三重総合高等学校久住校 竹田高等学校 玖珠農業高等学校 森高等学校 日田高等学校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校 中津南高等学校耶馬渓校 中津北高等学校 中津東高等学校 宇佐高等学校 宇佐産業科学高等学校 安心院高等学校 盲学校 聾学校 日出支援学校 宇佐支援学校 宇佐支援学校中津校 由布支援学校 別府支援学校 別府支援学校鶴見校 別府支援学校石垣原校 南石垣支援学校 新生支援学校 大分支援学校 白杵支援学校 佐伯支援学校 竹田支援学校 日田支援学校 大分豊府中学校	
合計	65機関	69機関

(注) 分校は、1機関として数えた。

3 監査の実施時期及び実施方法

(1) 実施時期

監査は、平成23年8月から同年12月までの間に実施した。

(2) 実施方法

全監査対象機関に監査調書の提出を求め、教育庁本庁4機関全て及び県立学校23機関を選定し、監査事務局職員による実地監査を実施した（〔表－2〕）。

職員監査の結果を踏まえ、必要と認めた監査対象機関に対して委員監査を実施した。

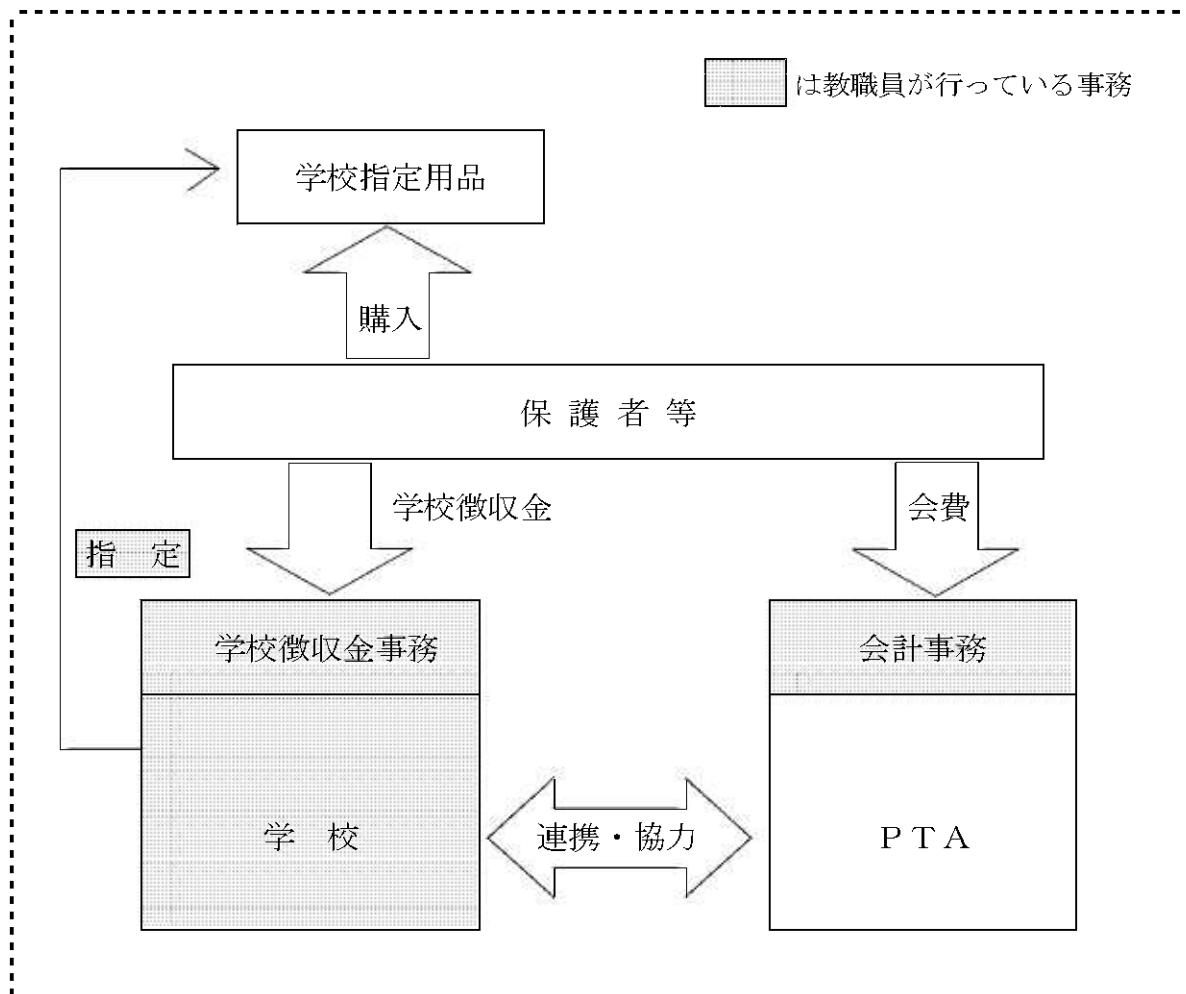
〔表－2〕 実地監査対象機関

区分	監査対象機関	備考
教育庁本庁 4機関	教育人事課	
	教育財務課	
	高校教育課	
	体育保健課	
高等学校 (16/48機関)	国東高等学校	
	山香農業高等学校	
	日出暘谷高等学校	
	別府鶴見丘高等学校	夜間定時制課程併設
	大分舞鶴高等学校	
	大分工業高等学校	夜間定時制課程併設
	爽風館高等学校	定時制・通信制
	大分鶴崎高等学校	
	臼杵商業高等学校	
	佐伯鶴岡高等学校	
	三重総合高等学校久住校	
	日田三隈高等学校	
	日田林工高等学校	
	中津南高等学校耶馬渓校	
	中津北高等学校	
	宇佐高等学校	
特別支援学校 (6/16機関)	盲学校	
	宇佐支援学校	
	別府支援学校	
	別府支援学校石垣原校	
	新生支援学校	
	竹田支援学校	
中学校(1/1機関)	大分豊府中学校	
学校計	23/65機関	
計	27/69機関	

(注) 分校は、1機関として数えた。

第3 監査対象事務の概要

教材費等に関する保護者等、PTA、学校の関係の概要は、図のとおりである。



1 教材費等の状況

(1) 平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額

監査対象校65校の監査調書の記載に基づく平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額は、[表－3]のとおりであり、高等学校においては約22億8,000万円、特別支援学校においては約1億2,500万円、中学校においては約2,300万円、合計約24億2,800万円の集金が行われていた。

[表－3] 平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額

(単位：千円、人)

区分	高等学校 (48校)	特別支援 学校(16校)	中学校 (1校)	計 (65校)
学校徴収金	1,107,013	107,957	23,011	1,237,981
副教材費等	(1,068,689)	(18,036)	(20,312)	(1,107,037)
学校給食費	(17,542)	(83,348)	(2,699)	(103,589)
寄宿舎費	(20,782)	(6,573)	(0)	(27,355)
学校関係団体費	1,173,760	16,839	—	1,190,599
P T A会費等	(1,158,738)	(12,598)	—	(1,171,336)
学校給食費	(1,878)	(4,241)	—	(6,119)
寄宿舎費	(13,144)	(0)	—	(13,144)
計	2,280,773	124,796	23,011	2,428,580
副教材費・ P T A会費等	(2,227,427)	(30,634)	(20,312)	(2,278,373)
学校給食費	(19,420)	(87,589)	(2,699)	(109,708)
寄宿舎費	(33,926)	(6,573)	(0)	(40,499)
在籍者数	26,440	1,076	358	27,874
1人当たり集金額	86	116	64	87
副教材費・ P T A会費等	84	29	57	82
学校給食費	1	81	7	4
寄宿舎費	1	6	0	1

(注) 1 金額は、学校種ごとに合計し、千円未満の額を切り捨てた。

2 1人当たり集金額は、小数点以下第一位を四捨五入した。

3 中学校の学校関係団体費は、特定の団体の財務情報が明らかになることから、記載していない。

(2) 実地監査対象校の平成22年度における教材費等の状況

ア 実地監査対象校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額

実地監査を行った23校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額は、[表－4]のとおりである。高等学校においては在籍者1人当たり9万5千円、特別支援学校においては同11万8千円、中学校においては同6万4千円の集金が行われた計算になる。

なお、特別支援学校の集金額54,706千円のうち学校給食費と寄宿舎費とで38,633千円を占め、これを除いた後の集金額は16,073千円、在籍者1人当たりでは、3万5千円となる。

[表－4] 実地監査対象校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額
(単位:千円、人)

区分	高等学校 (16校)	特別支援 学校(6校)	中学校 (1校)	計 (23校)
学校徴収金	356,299	47,829	23,011	427,139
副教材費等	(333,600)	(9,196)	(20,312)	(363,108)
学校給食費	(5,744)	(33,894)	(2,699)	(42,337)
寄宿舎費	(16,955)	(4,739)	(0)	(21,694)
学校関係団体費	432,642	6,877	—	439,519
P T A会費等	(417,620)	(6,877)	—	(424,497)
学校給食費	(1,878)	(0)	—	(1,878)
寄宿舎費	(13,144)	(0)	—	(13,144)
計	788,941	54,706	23,011	866,658
副教材費・ P T A会費等	(751,220)	(16,073)	(20,312)	(787,605)
学校給食費	(7,622)	(33,894)	(2,699)	(44,215)
寄宿舎費	(30,099)	(4,739)	(0)	(34,838)
在籍者数	8,297	462	358	9,117
1人当たり集金額	95	118	64	95
副教材費・ P T A会費等	90	35	57	86
学校給食費	1	73	7	5
寄宿舎費	4	10	0	4

(注) 1 金額は、学校種ごとに合計し、千円未満の額を切り捨てた。

2 1人当たり集金額は、小数点以下第一位を四捨五入した。

3 高等学校の金額及び在籍者数には、爽風館高等学校通信制に係るものも含まない。

4 中学校の学校関係団体費は、特定の団体の財務情報が明らかになることから、記載していない。

イ 実地監査対象校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の支出件数及び支出決算額

実地監査を行った23校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の支出件数は〔表－5〕、支出決算額は〔表－6〕のとおりである。これらを県費の支出と比較すると、高等学校においては、件数ではほぼ同程度、決算額では80パーセント以上に達する。また、特別支援学校においては、件数では県費を30パーセント近く上回り、決算額では県費の15パーセント程度である。

〔表－5〕 実地監査対象校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の支出件数
(単位：件)

区分	高等学校 (16校)	特別支援学校 (6校)	中学校 (1校)	計 (23校)
学校徴収金	3,669	4,745	168	8,582
学校関係団体費	9,245	620	—	9,865
計	12,914	5,365	168	18,447
1校当たり平均	807	894	168	802
県費	13,617	4,154	499	18,270
1校当たり平均	851	692	499	794

- (注) 1 件数は、支出決議書などの伝票1枚を1件として数えた。
2 1校当たり平均は、小数点以下第一位を四捨五入した。
3 中学校の学校関係団体費は、特定の団体の財務情報が明らかになることから、記載していない。
4 県費の件数は、教育庁本庁で支出決定する工事請負費等に係るもののみを含まない。

[表－6] 実地監査対象校の平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の支出決算額
(単位:千円)

区分	高等学校 (16校)	特別支援学校 (6校)	中学校 (1校)	計 (23校)
学校徴収金	356,796	50,525	23,554	430,875
学校関係団体費	469,518	6,255	—	475,773
計	826,314	56,780	23,554	906,648
1校当たり平均	51,645	9,463	23,554	39,419
県費	994,432	370,560	19,563	1,384,555
1校当たり平均	62,152	61,760	19,563	60,198

- (注) 1 決算額は、学校種ごとに合計し、千円未満の額を切り上げた。
 2 1校当たり平均は、小数点以下第一位を四捨五入した。
 3 中学校の学校関係団体費は、特定の団体の財務情報が明らかになることから、記載していない。
 4 県費の決算額は、教育庁本庁で支出決定する工事請負費等に係るものと含まない。

ウ 実地監査対象校において平成22年度に教職員により取り扱われた主な学校関係団体費

実地監査を行った23校において平成22年度に教職員により取り扱われた主な学校関係団体費は、[表－7] のとおりである。

[表－7] 実地監査対象校において平成22年度に教職員により取り扱われた主な学校関係団体費
(単位:校)

区分	高等学校 (16校)	特別支援学校 (6校)	中学校 (1校)	計 (23校)
P T A	16	6	1	23
P T A一般会計	16	6	1	23
生徒会(校友会)会計	14	1	1	16
体育文化振興会(費)会計	16	0	1	17
進路指導費(特別指導費)会計	13	3	1	17
空調設備運営費会計	9	0	1	10
体育文化振興基金会計	5	0	0	5
土曜講座会計・模試会計	5	0	0	5
同窓会	4	1	0	5

- (注) 1 中学校のP T Aに係る記載は、「大分豊府中学校・高等学校P T A」に係る取扱い状況である。
 2 同窓会については、会費の集金だけを取り扱っているものを除く。

エ 実地監査対象校における平成22年度新入学生に係る主な学校指定用品の指定状況

実地監査を行った23校における平成22年度新入学生に係る主な学校指定用品の指定状況は、〔表－8〕のとおりである。なお、修学旅行は物品ではないが、学校指定用品に含めている。

〔表－8〕 実地監査対象校における平成22年度新入学生に係る主な学校指定用品の指定状況

(単位：校)

区分	高等学校 (16校)	特別支援 学校(6校)	中学校 (1校)	計 (23校)
体操服（夏・冬）	16	2	1	19
体育館シューズ	14	1	1	16
グラウンドシューズ	10	0	1	11
女子制服（夏）	14	2	1	17
女子制服（冬）	9	3	1	13
男子制服（夏）	12	3	1	16
男子制服（冬）	7	3	0	10
スリッパ・上履き	13	0	1	14
作業服・実習服・靴	6	3	0	9
修学旅行	9	6	0	15

(注) 特別支援学校は、高等部に係る指定状況である。

(3) 教材費等の試算

監査調書等をもとに、2つの高等学校の平成22年度の生徒の教材費等を試算した。試算の条件は、おおむね次のとおり。

普通科、芸術選択は書道、5教科理系、地歴選択は地理B、3年次の理数選択は数ⅢC+化学Ⅱ

(注) 「5教科理系」とは、大学入学試験センター試験で国語、地歴公民、数学、理科及び外国語の5教科を受験することが必要な大学への進学を希望する生徒向けの選択コースをいう。

[表－9] 教材費等の試算（大規模校の生徒の例）

(単位：円／人)

区分	第1学年	第2学年	第3学年	計
学校徴収金	60,070	45,511	101,809	207,390
副教材など教科関係費	32,690	22,736	47,967	103,393
教育合宿等校外行事費	8,200	2,800	2,500	13,500
成績通知書郵送料	900	900	630	2,430
クラス費	400	855	700	1,955
卒業記念品代	0	0	4,600	4,600
通学自転車ステッカ一代	120	120	120	360
センター試験バス代	0	0	4,000	4,000
模擬試験受験料	17,760	18,100	41,292	77,152
学校関係団体費	68,350	64,469	70,569	203,388
PTA	39,800	39,600	39,600	119,000
PTA（高文連会費など従来学校徴収金とされているもの）	3,750	3,269	9,369	16,388
後援会（土曜講座等）	15,600	15,600	15,600	46,800
同窓会	9,200	6,000	6,000	21,200
修学旅行費	—	200,000	—	200,000
計	128,420	309,980	172,378	610,778

- (注) 1 模擬試験など生徒の選択により費用が異なるものは、平均的と考えられる選択によった（[表－9の2]において同じ。）。
- 2 修学旅行費は、第1学年から積み立てているが、修学旅行が実施される第2学年に一括計上した（[表－9の2]において同じ。）。
- 3 修学旅行費のうち教職員が集金に関与したのは4万円で、残りは保護者等から直接修学旅行取扱業者に支払われた。
- 4 保護者等が直接販売業者から購入する学校指定用品については、修学旅行費を除き記載していない（[表－9の2]において同じ。）。

[表－9の2] 教材費等の試算（中規模校の生徒の例）

(単位：円／人)

区分	第1学年	第2学年	第3学年	計
学校徴収金	49,798	34,885	74,199	158,882
副教材など教科関係費	23,963	15,205	18,999	58,167
教育合宿等校外行事費	9,000	1,000	1,000	11,000
成績通知書郵送料	840	670	410	1,920
クラス費等	1,755	400	500	2,655
高文連・高体連会費等	3,250	3,250	3,250	9,750
ロッカ一鍵代	420	420	0	840
卒業記念品代、卒業アルバム代	0	0	12,600	12,600
模擬試験受験料	10,570	13,940	37,440	61,950
学校関係団体費	35,600	35,400	40,400	111,400
PTA	35,600	35,400	35,400	106,400
同窓会	0	0	5,000	5,000
修学旅行費	—	76,883	—	76,883
計	85,398	147,168	114,599	347,165

(注) 修学旅行費は、保護者等から直接修学旅行取扱業者に支払われた。

2 教材費等に係る事務処理方法

(1) 学校徴収金等処理方針及び学校徴収金等取扱マニュアル

大分県教育委員会（以下「県教委」という。）は、平成16年3月に、県立学校における学校徴収金等に係る保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校徴収金等の事務処理の適正・透明化を推進することにより、保護者の信頼の確保と健全な学校運営を図ることを目的として、「学校徴収金等処理方針（以下「徴収金処理方針」という。）」を策定し、併せて、同方針を踏まえた「学校徴収金等取扱マニュアル（以下「徴収金マニュアル」という。）」を作成し、これらに基づいて適正な事務処理をするよう各校長に通知した。

なお、徴収金処理方針では、学校徴収金等を次のように定義している。

ア 学校徴収金

この方針において学校徴収金とは、教育活動を円滑に行うための経費のなかで受益者負担が適当と考えられるものであって、修学旅行費、教材費、学年費、実習費等保護者から学校が徴収し管理する経費をいう。

イ 学校指定物品

この方針において学校指定物品とは、教育活動上必要とする制服、体操服、シューズなどの物品であって、学校が指定し、生徒・保護者が販売業者から直接購入するものをいう。

ウ 団体徴収金

この方針において団体徴収金とは、校長が、学校の運営及び教育活動に密接に関係するPTA、体育文化後援会などの団体の長から会計事務の委任を受けている当該団体の運営及び活動経費をいう。

(2) 本監査における徴収金処理方針の適用

徴収金処理方針は、県教委が学校徴収金等の取扱いに関与する校長その他の教職員に対して、次に掲げる事項を規範として示したものである。そこで、これら徴収金処理方針の規定を、事務処理が適正であるかどうかを判断する基準として用いることとした。

ア 校長は、保護者の立場に立って、保護者の経済的負担の軽減に努めなければならない。

イ 校長は、適正な事務処理を行わなければならない。

ウ 校長は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の目的や使途について保護者に対して説明及び報告を行うよう努めなければならない。

エ 校長は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の事務処理についてすべて文書により起案、決裁を行わなければならない。

オ 校長は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の事務処理について複数の職員によるチェック体制の確立に努めなければならない。

カ 校長は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の目的及び金額等について、原則として、PTA役員など保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）を決定するものとする。

- キ 校長は、原則として、補助教材等の採用に当たり複数の教材について比較検討するものとする。
- ク 校長は、原則として、補助教材等の納入業者の選定に当たり複数の業者から見積書を徴収するなど競争原理を導入して決定するものとする。
- ケ 校長は、修学旅行等高額な契約をする場合には、校長、教頭、事務長及び関係職員等で構成する業者選定のための組織を設置し、その審議を経た上で業者を決定するものとする。
- コ 校長は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の全般について掌握し、その執行に当たり関係教職員に対して必要な指導及び監督を行うものとする。
- サ 教頭は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の執行に関与し、関係教職員に対して必要な指導及び監督を行うものとする。
- シ 事務長は、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の執行に関与し、公費に準じた会計処理及び現金の出納が行われるよう、関係教職員に対して必要な指導及び監督を行うものとする。
- ス 学校徴収金（団体徴収金）の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- セ 学校徴収金（団体徴収金）は、原則として、金融機関に口座を設ける。
- ソ 学校徴収金（団体徴収金）は、原則として、通帳により現金の出納を行う。
- タ 学校徴収金（団体徴収金）は、原則として、通帳によりその収支が確認できるようにしなければならない。
- チ 校長は、学校徴収金（団体徴収金）について、会計年度末までに決算を行うものとする。
- ツ 校長は、学校徴収金（団体徴収金）について、決算を行った後、速やかに保護者に対して報告を行うものとする。
- テ 校長は、学校徴収金（団体徴収金）の会計処理に関する文書を整備しなければならない。
- ト 校長は、学校徴収金（団体徴収金）の会計処理に関する文書を、会計年度終了後5年間保存しなければならない。
- ナ 校長は、本方針に定めるもののほか、必要に応じて運用規程等を定め、学校徴収金（学校指定物品、団体徴収金）の適正な執行に努めなければならない。

(3) 本監査における徴収金マニュアルの適用

徴収金マニュアルは、標準的な事務処理方法を示すものであり、これと異なる従来の事務処理方法によることも許容するとされていることから、徴収金マニュアルに示された事務処理方法を、事務処理が適正であるかどうかを判断する基準としては用いないこととした。

3 教材費等に係る用語の再定義

監査実施計画では、監査に用いる用語について、徴収金処理方針で定める定義を参考に、〔表-10〕の左欄のとおり定義を行った。しかし、監査の結果を的確に報告するためには、用語の定義を改めて行う必要があると認められたので、再定義を行う。

(1) 学校徴収金の再定義

ア 再定義の必要性

監査の過程で次の事実が判明したため、再定義が必要になった。

- (ア) 学校徴収金は法令で与えられた権限に基づき徴収するものでなく、保護者等から、その目的や使途を特定して預かる金銭（預り金）であること。
- (イ) 当該預り金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)などの財務に関する規定に基づく統制を受けない金銭であり、保護者等との私的な契約に基づいて校長以外の教職員が預かることもありえることから、「校長が徴収する」は定義として適当でないこと。

イ 再定義の内容

アを踏まえ、次のように「学校徴収金」を再定義する。

「学校徴収金」とは、教職員が、次に掲げるいずれかの支払を行うために、生徒又は保護者（以下「保護者等」という。）から預かっている現金及び預貯金をいう。

- (ア) 授業や特別活動の実施に必要な物品の購入代金及び運送等の役務の代金（これらの支払に必要となる送金費用を含む。以下同じ。）の支払
- (イ) 保護者等が入会し構成員となった団体の会費又は保護者等が構成員ではないが、保護者等が負担することに同意した団体の会費の支払
- (ウ) 保護者等が支払の義務を負うその他の金銭の支払

ウ 学校徴収金の例示

（ア）イの（ア）に属するもの

- a 副教材、実習材料などの購入費
- b 修学旅行や教育合宿などに係る交通費・宿泊費・食事代・保険料など
- c 生徒会活動費、同好の有志が行う部活動の費用

（イ）イの（イ）に属するもの

- a 生徒が構成員となっている大分県高等学校文化連盟の会費
- b 生徒及び卒業生が構成員となっている同窓会の会費
- c 学校が構成員となっている大分県高等学校体育連盟の会費

（ウ）イの（ウ）に属するもの

- a 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項等の規定により保護者の負担とされた学校給食に要する経費
- b 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第17条第4項本文の規定により学校の設置者（以下「設置者」という。）が保護者から徴収することとされた、災害共済給付契約に係る共済掛金の額のうち設置者が定める額

c 成績通知書の郵送など、保護者等の要望に応えて行っているサービスの提供に要する費用

(2) 学校関係団体費の再定義

ア 再定義の必要性及び内容

学校関係団体費の定義には、教職員が団体から受任していることを要件として加える必要があると認められるので、この定義を次のように改める。

「学校関係団体費」とは、学校関係団体（教職員、生徒、保護者及び卒業生などで構成され、学校の運営及び教育活動に密接に関係する活動を行う団体をいう。）の所有に属する現金及び預貯金であって、当該団体から校長その他の教職員が管理及び処分の権限の委任を受けているものをいう。

イ 学校関係団体の例示

保護者と教職員で構成されるPTA、保護者や卒業生などで構成される学校後援会、周年記念事業を行う実行委員会などがあり、その多くは、事務所を学校内に置いている。

(3) 学校指定用品の再定義

ア 再定義の必要性及び内容

学校が特定の物品の使用を生徒に求める場合、保護者等に学校指定の販売業者などから購入してもらうだけでなく、教職員がその代金を集めした上でまとめて購入することもでき、こうして購入する物品も学校指定用品とする必要があると認められるので、物品の入手手段を問わないこととするため、この定義を次のように改める。

「学校指定用品」とは、各生徒の所有となる学用品等のうち、学校が特定の製品を指定してその使用を求めるものをいう。

イ 学校指定用品の例示

学校徴収金の集金目的である副教材などのほか、制服、体育用品、実習服などがある。また、物品ではないが、修学旅行も、この範ちゅうに入れる。

(4) 学校徴収金と学校関係団体費とを併せて私費現金と定義

監査の結果を的確に報告するため、学校徴収金と学校関係団体費とを併せて「私費現金」と定義する。

(5) まとめ

教材費等に係る用語の再定義について、[表-10]にまとめた。

[表－10] 教材費等に係る用語の再定義比較表

監査実施計画	再定義
教材費等 学校徴収金、学校関係団体費及び学校指定用品を総称している。	教材費等 学校徴収金、学校関係団体費及び学校指定用品を総称している。
—	私費現金 学校徴収金と学校関係団体費とを併せていう。
学校徴収金 学校教育活動を行うために、授業料とは別に保護者等から校長が徴収する金銭	学校徴収金 教職員が、次に掲げるいずれかの支払を行うために、保護者等から預かっている現金及び預貯金 [次に掲げる 略]
学校関係団体費 教職員、生徒、保護者、卒業生などで構成する学校関係団体が、当該団体の活動を行うために構成員から徴収する金銭	学校関係団体費 学校関係団体（教職員、生徒、保護者及び卒業生などで構成され、学校の運営及び教育活動に密接に関係する活動を行う団体をいう。）の所有に属する現金及び預貯金であって、当該団体から校長その他の教職員が管理及び処分の権限の委任を受けているもの
学校指定用品 保護者等が購入する学用品等のうち、学校が特定の製品や販売業者等を指定し、又はあっせんするもの	学校指定用品 各生徒の所有となる学用品等のうち、学校が特定の製品を指定してその使用を求めるもの

4 私費現金の取扱事務の概況

私費現金のうち学校徴収金については主に教員が、学校関係団体費については主に事務職員が、その管理及び事務処理を行っている。

5 学校指定用品の販売等業者選定事務の概況

(1) 学校指定用品の販売業者選定

比較的規模の大きな学校では、制服を中心に複数の販売業者を指定する例も見られるが、規模の小さな学校や専門高校では、発注予定数が多くないことから、少しでもスケールメリットを出し単価の高止まりを防ぐために販売業者を1者に限る例が多い傾向が見られる。

(2) 修学旅行の取扱業者選定

高等学校における修学旅行の実施に関する事務は、入学後間もなく行き先を決定し、実施の約1年前には、複数の旅行業者に仕様書を示して企画書を提出させ、取扱業者を決定するのが一般的である。旅行費用については、旅行業者が用意している一括前払や前払積立のプランに従い、保護者等が直接支払う例が多く見られる。

特別支援学校においては、行き先決定から取扱業者の決定までを旅行実施年度に行い、旅行費用全額を一括して支払う例が多く見られた。なお、特別支援学校や規模の小さな高等学校では、企画書の提出を辞退する旅行業者が少なからず見られる。

(3) 卒業アルバム制作業者選定

卒業アルバム制作業者に諸行事（早いものでは合格者登校日）の写真を撮影させるため、アルバムを購入する予定の生徒が入学する前に、販売単価の見積書を提出させて制作業者を決めるのが一般的である。

第4 監査の結果及び意見

本監査の実施に当たっては、第3の2で述べたとおり、「徴収金処理方針」の規定を、事務処理が適正であるかどうかを判断する基準として適用したが、これらの規定の中には、社会通念上妥当なものであるかどうか疑問が残るものも含まれている。

そこで、監査において認められた問題点を「社会通念上問題があると認められるもの」と、「社会通念上の問題ではないが徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの」とに分け、監査の結果及び意見を述べることとする。

なお、各監査結果がどの学校で見受けられたかは、巻末の参考資料「平成23年度行政監査結果集計表（学校）」を参照されたい。

1 私費現金の管理

(1) 社会通念上問題があると認められるもの

次のようなものが見受けられたため、関係学校は、私費現金の管理体制を適切なものに改める必要がある。

- ア 現金を金庫に保管していないもの（14校）
- イ 預金通帳と届出印を同じ職員が管理しており、預金払戻時のチェックができないもの（21校）
- ウ 学校徴収金の受払いが記録されていないもの（9校）
- エ 学校徴収金について預り金の性質にふさわしい管理をしていないもの
 - (ア) 正確な集金額を把握していないもの（2校）
 - (イ) 生徒ごとの集金額と支払額を管理していないもの（10校）
 - (ウ) 代金を納入していない生徒にも副教材を配布しその購入費用にクラス費を充てたなど、負担が転嫁されているもの（7校）
 - (エ) 誤徴収した額を保護者等に無断で他の費用の支払に充てたもの（1校）
 - (オ) 余剰金が生じていたもの、返金すべき額を返金していなかったもの（6校）
 - (カ) 返金額の算定を誤ったもの（2校）
- オ 現金を受領した際に領収書を発行していないもの（2校）
- カ 現金を受領した際に発行した領収書の控えを保管していないもの（2校）
- キ 預金通帳を解約直後に廃棄したもの、郵便振替口座に係る振替受払通知票を保管していないもの（3校）
- ク 入学時に集金した第1学年の学年費に係る預金を、一時的に他学年に係る支払に充てるため払い戻したもの（2校）
- ケ 入学時に集金した第1学年の学年費に係る現金を集金目的外の支払に充て、その残りを入学時納入金として帳簿に記載したもの（1校）
- コ 既に解散し実体のない団体の預金口座を、学校関係団体費の経理に用いているもの（1校）
- サ 学校関係団体費の経理を行うために校長が開設した校長名の預金口座の届出印に、大分県教育委員会公印規程（昭和40年大分県教育委員会訓令第1号）の規定により作成した公印を使用しているもの（7校）

シ 預金口座の届出印とするため、大分県教育委員会公印規程の規定によることなく校長印、学校印、出納責任者印などを作成しているもの（6校）

(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの

ア 公費に準じた現金の出納が行われていないもの

県教委は、私費現金について、公費に準じた会計処理及び現金の出納を行うことを求めている。したがって、大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)第100条の規定に準じ、現金出納表（同規則第66号様式）に準じた帳簿を作成して現金の受入れ又は払出しの都度その記載をし、現金の出納を明らかにすることが適切であると考えられるところ、次のように、現金出納表に準じた帳簿が作成されておらず、公費に準じた現金の出納が行われているとは言えないものが見受けられた。

このため、県教委は、徴収金処理方針における「現金」の定義を明確にした上で、私費現金の出納保管についてどういう事務処理を求め、そのためにはどういう帳簿を作成すればよいかを検討し、具体的にこれを校長に示す必要がある。

(ア) 現金出納簿が作成されていないもの（学校徴収金9校（1(1)ウの再掲）、学校関係団体費2校）

(イ) 現金出納簿が現金の受払いの都度記帳されていないもの（3校）

(ウ) 現金出納簿に、現金ではなく預金の出納が記録されているもの（4校）

イ 通帳による管理をしていなかったもの

県教委は、徴収金処理方針において、「学校徴収金」は「原則として、金融機関に口座を設けて通帳により現金の出納を行い、その收支が確認できるようにしなければならない」と定めている。

次の(ア)及び(イ)のように私費現金を金融機関に預け入れなかつたものが見受けられたが、収入額及び支出額並びに収支差額という意味での收支が確認できないものは少なかつた。

そもそも、現金出納の確認は帳簿の記載及び領収書・契約書などの証拠書類によって行うのが基本であり、また、收支の確認は、未払金や未収金がわかるような簿記を行わなければできるものではない。実際に、一つの口座で複数の会計に属する預金を管理している場合で、関係帳簿の整備が十分でなかつたため、るべき預金の有高と実際の有高とが一致しているかの検証が困難を極めた例もあった。このほか、特別支援学校にあっては、学校徴収金を管理している教員が金融機関に出かけることが、休憩時間も含めて非常に困難であることも認められた。

このため、県教委は、徴収金処理方針における「收支」の定義を明確にした上で、通帳による管理をする目的を再度整理するとともに、例外的に通帳による管理を要しない場合の具体的基準を校長に示す必要がある。

(ア) 年間を通じて資金を現金で管理していたもの（13校）

(イ) 資金の一部について現金で管理していたもの（6校）

2 私費現金の使途

(1) 社会通念上問題があると認められるもの

ア 学校徴収金を無断で集金目的外の使途に流用したもの

クラス費や家庭科の実習材料費などその使途にある程度受任者の裁量の余地があるものを除き、学校徴収金は、使途を特定して集金したものである。したがって、余剰金が出たからといって、これを委任者に無断で集金目的外の使途に流用するなどはあってはならないことであるが、次のようなものが見受けられた。

このため、関係学校は、教職員の意識向上に努めるとともに、管理体制を適切なものに改め、再発を防止する必要がある。

(7) 模擬試験会計から、葬儀の献花代を支出したもの（1校）

(イ) 誤って二重に集金した高文連会費等を返金せず、集金を失念していた教科書購入費に充てたもの（1校、1(1)エ(イ)の再掲）

(ウ) 入学時に集金した第1学年の学年費に係る現金を、集金目的外の支払に充てたもの（1校、1(1)ケの再掲）

(I) 卒業記念品代金に充てるとして集金しておきながら、その一部を文化祭の費用に充てたもの（1校）

(オ) 集金時の説明と全く異なる実習材料を購入したもの、材料費に充てるとして集金しておきながら予定にないコンペの出品料にしたもの、集金時は別の模擬試験の実施費用に充てたもの、教育合宿費の残金やクラス費で問題集を購入したもの、総額で管理しているもの（4校）

イ 学校徴収金のうち設置者が負担すべきと認められるもの

学校教育法(昭和22年法律第26号)第5条は、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する」としている。県教委は、この規定に関連して、「生徒個人の所有に帰する教材や生徒が消費する家庭科実習材料など生徒個人に受益が帰属するものに係る経費」は、ここでいう「学校の経費」に当たらない、いわゆる「受益者負担」により私費負担となる経費であると説明する。

この説明について、およそ学校において行われる教育活動で生徒に受益が及ばないものなどないことから、「生徒個人に受益が帰属するもの」は「直接かつ明確に受益が認められるものに限る」との見解を加えた上で、監査を行ったところ、次のように、生徒個人に受益が帰属するとは考えられない経費を「預り金」として保護者等から集金しているものが見受けられた。

(7) 生徒氏名ゴム印代

次のような問題点があり、保護者等からの集金は不適当であると認められる（18校、集金額は1人当たり100円～160円）。

このため、関係学校は、生徒氏名ゴム印を作成する必要性を検討した上で、問題点を解決するために必要な措置を講じる必要がある。

a 生徒氏名ゴム印は、在学中、専ら教職員がその業務上使用するもので、生徒個人に帰属する利益がないこと。なお、卒業時に生徒に譲与す

るので生徒個人に受益が帰属するとの主張が見られたが、理由にならない。

- b 生徒氏名ゴム印の使用機会は、業務処理のOA化の進展により、ほとんどなくなっていること。
- c 小学校や中学校で使用していたゴム印の提出を受ければ足りる場合でも、これを検討することなく集金していること。

(イ) **都市等学校保健会費**

次のようなことから、保護者等からの集金は不適当であると認められる（21校、集金額は1人当たり19円～50円、PTAが支出した例を含む。）。

このため、体育保健課は、県及び都市等の学校保健会の活動経費の適切な負担について検討した上で、必要な措置を講じる必要がある。

- a 都市等学校保健会は学校又は校長、学校医などで構成され、保護者等それぞれが会員となるものではないから、当然に会費を負担すべき義務は保護者等にはないこと。
- b 都市等学校保健会の活動から保護者等が直接利益を受けるとは認められないこと。
- c 市立又は町立の学校に係る都市等学校保健会経費の負担額について、設置者である市又は町が同会に負担金又は補助金を交付し、保護者から集金しないようにしている例が多く見られたこと。

(ウ) **楽器のリース代**

音楽の授業に使用するために箏やギターなど県が所有していない楽器を借用する費用であり、設置者が負担すべき学校の備品に係る経費であると認められる（8校、集金額は1人当たり870円～2,500円）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(エ) **体力テスト分析処理費**

授業中に行った生徒の体力テストの結果集計や分析などの業務を専門業者に委託する費用であり、当該業務は県教委に報告するために必要なものであることから、設置者が負担すべき学校の事務処理に要する経費であると認められる（15校、集金額は1人当たり180円～220円）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(オ) **共用物品購入費**

クラスで共用する黒板用磁石などの物品を購入する費用であり、設置者が負担すべき学校の備品に係る経費であると認められる（1校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

ウ 学校関係団体費の支出のうち設置者又は教職員が負担すべきと認められるもの

次のように、設置者又は教職員が負担すべきと認められる経費を学校関係団体費から支出しているものが見受けられた。

もとより、県が金銭や学校の施設設備備品の寄附を受けることは、当該寄

附が任意である限りにおいて許容されている。しかし、学校関係団体費の予算執行が校長に委任されている状況においてその影響力を考慮すると、安易に学校に関する経費をPTAに依存することは、避けるべきである。また、学校関係団体が教職員が負担すべき費用を援助する意思を有しているとしても、教職員は公務員としての高い倫理観を持ち、保護者負担の軽減を常に念頭において判断すべきものと考えられる。

こうした観点に立って、必要な意見を述べる。

(7) 各種研修会に係る資料代等の負担金

出席に必要な旅費を県費で支出した研修会等について、資料代その他の参加者負担金をPTAが支出したものや参加教職員が支払った参加者負担金の一部を補助したものであり、県費で支出すべきものをPTAに負担させているものと認められる（23校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(I) 家庭訪問に係る旅費

PTAが旅費を支出する理由はなく、県費で支出すべきものをPTAに負担させているものと認められる（9校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(ウ) 各種団体の会費や運営費負担金など

次のとおり、教職員が構成員となっている団体の会費をPTAが支出しているものが見受けられたが、教職員もPTAの会員であり会費を納めているとはいえ、本来、PTAに負担させず、教職員が個人的に負担すべきものであると認められる。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

- a 大分県高等学校長協会負担金（22校）
- b 大分県高等学校教育研究会会費及び学校負担金（21校）
- c 大分県福祉科系高等学校長会会費（2校）
- d 大分県立学校教頭・副校長会会費（5校）
- e 大分県高等学校進路指導協議会会費（14校）

(I) 備品購入費

先に述べたとおり、県が学校の施設設備備品の寄附を受けることは、当該寄附が任意である限りにおいて許容されるが、生徒が使用する下足箱や校長室及び事務室のカーテンなど、その任意性に疑問がある備品の寄附が見受けられた（2校）。

このため、関係学校は、予算措置に努めるとともに、PTAに負担を求めるよう努める必要がある。

(オ) 県有財産の修繕料

寄附受納条件として負担を求められたものでもないのに、緊急の必要があるという理由で県有財産の修繕料をPTAが支出したものが見受けられた（5校）。

このため、関係学校は、予算措置に努めるとともに、PTAに負担を求

めないよう努める必要がある。

(カ) **樹木せん定等の委託料**

P T Aや生徒会がその役員や会員の奉仕活動として学校敷地内の樹木のせん定や草取りなどをを行うことを禁ずる理由はないが、P T Aが樹木のせん定や草取りなどの業務を専門業者に委託することは、費用負担の原則から適当でないと考えられるところ、P T Aがこうした委託料を支出しているものが見受けられた（6校）。

このため、関係学校は、予算措置に努めるとともに、P T Aに負担を求めるよう努める必要がある。

(キ) **廃棄物処理費用**

学校で排出されるごみは、県が適正に処理しなければならないところ、その処理費用をP T Aに負担させているものが見受けられた（6校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(ク) **卒業証書の生徒氏名筆耕料**

卒業証書授与式で卒業生に渡す卒業証書は校長が作成するものであり、P T Aや保護者等が費用を負担する理由はないと考えられるところ、卒業証書に生徒氏名を筆書きする謝礼をP T Aが支出しているものが見受けられた（13校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(ケ) **椅子カバー等のクリーニング代金**

県有備品の管理に要する費用であり、P T Aが負担する理由はないと考えられるところ、クリーニング代金をP T Aが支出しているものが見受けられた（2校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(コ) **スクールカウンセラーの報酬等**

スクールカウンセラーについて、県の予算措置が平成21年度限りで廃止されたためP T A独自で雇用したものや、令達された予算を1月までで使い切ったため2月から3月までの間P T Aが雇用したものが見受けられたが、県立学校において学校関係団体が雇用する者にカウンセリングを行わせるのは適切でないと考えられる（4校）。

このため、県教委及び関係学校は、P T Aに負担を求めるよう必要な予算措置に努める必要がある。

(サ) **教職員の名刺作成代金**

教職員の名刺は県又は教職員個人が作成すべきところ、その作成費用をP T Aに負担させているものが見受けられた（8校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

(シ) **有料道路通行料及び駐車場代**

旅費を県費で支出した出張について、有料道路通行料又は用務地で職員が支払った駐車場代をP T Aが支出したものが見受けられた（9校）。

このため、関係学校は、今後適正に処理する必要がある。

3 私費現金の事務処理

(1) 社会通念上問題があると認められるもの

ア 入会・会費負担等についての説明

(ア) 生徒又は卒業生が構成員である団体について、入会の任意性を説明していないもの

a 同窓会費の納入依頼文書で入会の任意性を説明していないものが見受けられたので、関係学校は、きちんと説明する必要がある（2校）。

b 生徒が構成員である大分県高等学校文化連盟について、入会の任意性について説明がないまま会費を集金しているので、関係学校は、きちんと説明する必要がある（18校、PTAが支出した例を含む。）。

(イ) 学校が構成員である団体について、会費負担の任意性を説明していないもの

学校が構成員である大分県高等学校体育連盟、大分県高等学校教育研究会工業部会工業クラブ及び大分地区高等学校指導連合会について、会費を保護者等が負担しなければならない理由の説明がないまま、各保護者等に割り当てた会費相当額を集金している（18校、PTAが支出した例を含む。）。

このため、関係学校は、当該団体に納める会費の負担をお願いしたい旨を保護者等にきちんと説明するとともに、保護者等から同意書を徴収するなど会費の負担を承諾する意思を確認した上で会費を集金するよう改める必要がある。

(ウ) 校長など教職員が構成員である団体の会費や負担金等をPTAが支出しているもの

次のとおり、校長など教職員が会員である団体の会費や負担金をPTAが支出しているが、総会資料における収支予算案又は収支決算案の記載からはこのような支出があることが認識できず、保護者等に説明しているとは認めがたいものが見受けられた（2(1)ウ(ウ)の再掲）。

a 校長が会員である大分県高等学校長協会の負担金

b 教職員が会員である大分県高等学校教育研究会の会費及び学校負担金

c 校長が会員である大分県福祉科系高等学校長会の会費

d 副校長及び教頭が会員である大分県立学校教頭・副校長会の会費

e 教職員が会員である大分県高等学校進路指導協議会の会費

イ その他の不適切な集金

(ア) 自転車ステッカ一代金を7月に全生徒から集金し、自転車通学をしない生徒には12月に返金したもの、模擬試験代金を受験希望の有無にかかわらず全員から集金したものなどが見受けられたので、関係学校は適切な集金を行う必要がある（1校）。

(イ) テストの代金を実施後に集金したもの、教材費を配布後に集金したもの、日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金保護者負担額を県へ納入した後に集金したものなどが見受けられたので、関係学校は適期に集金を

行う必要がある（6校）。

- (ウ) 積算をせすつかみの金額でクラス費を集金したものが見受けられたので、関係学校は、具体的な使途及び金額を事前に積算した上で集金を行う必要がある（3校）。
- (イ) 平成22年4月に開校した学校において、同窓会が存在せず、また、同窓会に係る設立準備会や発起人会なども存在しないのに、校長が同窓会費の集金を行い、これを保管しているものが見受けられたので、関係学校は、適正に処理する必要がある（1校）。

ウ 管理監督者の職務遂行

次のとおり、管理監督者の権限やチェック機能が適切に機能していないと認められるものが見受けられたので、関係学校長は、部下教職員の指揮監督を適切に行うとともに、定期的な検査を行うなどして、常に事務処理の状況を把握するよう努める必要がある。

- (ア) クラス費や学校関係団体費を校務として教職員に取り扱わせるに当たり、事務分掌表により責任を明確にしていないもの（22校）
- (イ) 私費現金の取扱い状況について定期的な検査をしていないもの（22校）
- (ウ) 集金不足額があることを把握していないもの（7校）
- (オ) 担当教員が通学用自転車ステッカーの注文や保護者等からのステッカーダイ金の集金を勝手に行っていたもの（3校）
- (オ) 営利企業等従事許可願において教職員の収入が5,000円とされていた模擬試験について、監督料の支出決議書の決裁時に、当該額を超える金額を支出する内容であるを見逃したもの（1校）

エ 保護者等への報告

次のとおり、保護者等への報告が十分でないものが見受けられたので、関係学校は、適正に処理するとともに、再発を防止する必要がある。

- (ア) 決算をしていないもの（8校）
- (イ) 保護者等に報告をしていないもの（7校）
- (ウ) 保護者等にどう報告したのかについて記録がないもの（2校）
- (オ) 決算報告書に裏付けのない金額を記載したり、余剰金があるのにならしたり、余剰金の処理を決算報告のとおりにしていないなど、決算報告の内容が事実と異なるもの（2校）
- (オ) 預金利息を計上しないなど、決算報告に誤りがあるもの（4校）

オ 支払に係る領収書

支払に係る領収書を保管していないものが見受けられたので、関係学校は、今後適正に処理する必要がある（9校）。

カ 契約関係書類

1件163万円の物品購入契約について、一者随意契約によった理由の記載がないものが見受けられたので、関係学校は、今後適正に処理する必要がある（1校）。

キ 事務引継

次のとおり、転出等のため、他の教職員に私費現金の管理を引き継がねばならない場合にこれを適切に行っていないものが見受けられたので、関係学校長は、事務引継書を作成させるなど部下教職員の指揮監督を適切に行って再発を防止する必要がある。また、出所が不明な預金について、適切に処理する必要がある。

- (ア) 事務引継が行われていないもの（22校）
 - (イ) 事務引継が徹底していなかったために引き継がれた現金や書類が失われていたもの（1校）
 - (ウ) 過去の事務引継が徹底していなかったために出所不明の預金が残っているもの（4校）
- (2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの

ア 文書による起案・決裁

次のとおり、文書による事務処理が行われていないものが見受けられたので、関係学校長は、今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある。

- (ア) 保護者に私費現金の使途等を説明する文書の作成について校長の文書決裁を得ていないもの（3校）
- (イ) 保護者にクラス費等の決算報告をするに当たって、校長の文書決裁を得ていないもの（5校）
- (ウ) 学校徴収金の支出に係る伝票が作成されていないもの（11校）

イ 文書の管理

学校徴収金の経理などに関する簿冊が見当たらないものが見受けられたので、関係学校長は、今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある（3校）。

ウ 納入業者の選定

次のとおり、納入業者の選定に不備があると認められるものが見受けられた。

このため、県教委は、2者以上から見積書を徴する目的や業者選定のための組織を設置する目的を再度整理した上で、例外的に1者から見積書を徴せばよい場合及び業者選定のための組織の設置を要しない場合の具体的基準を学校長に示す必要がある。

- (ア) 副教材等の納入業者の選定に当たり2者以上から見積書を徴していないものの（10校）
- (イ) 業者選定のための組織を設置していないもの（2校）

4 学校指定用品の事務処理

(1) 社会通念上問題があると認められるもの

ア 販売等業者の選定

次のとおり、公正な競争の確保という観点から、販売等業者の選定に係る事務処理が十分でないと認められるものが見受けられたので、関係学校は、今後適切に処理する必要がある。

- (ア) 1者を制服取扱業者に指定するに当たって、他に取扱い可能な業者がないとした理由がないもの又は明確でないもの（3校）
- (イ) 制服取扱業者の指定に当たって、同額の見積書を提出した2者のうち1者を指定した理由に合理性がないもの（1校）
- (ウ) 修学旅行取扱業者の選定に当たって、見積価格が最低ではない業者を選定した理由が明らかでないもの（1校）

(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの

ア 保護者からの意見聴取

徴収金処理方針では、「学校徴収金」の徴収目的及び徴収金額について、原則として、PTA役員など保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて「学校徴収金」を決定するものとされ、「学校指定物品」にもこの規定を準用するものとされている。

監査の結果、こうした説明は全般的に行われておらず、役員会等で説明したものについても資料や議事録などの記録が残されていなかった（21校）。

このため、関係学校は、学校指定用品の決定の前に保護者の代表者に説明を行い、意見を聞くとともに、これらの実施記録を作成・保管する必要がある。また、県教委は、当該意見聴取が必要な学校指定用品の範囲、説明の要点及び意見聴取の方法などを校長に示す必要がある。

イ 文書による起案・決裁

次のとおり、文書による事務処理が行われていないものが見受けられたので、関係校長は、今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある。

- (ア) 副教材等の比較検討を行った記録がないもの、副教材等の選定に係る会議の記録や資料がないもの（3校）
- (イ) 副教材等の選定について校長の決裁を得ていないもの（2校）

ウ 文書の管理

学校指定用品に関する簿冊が見当たらないものが見受けられたので、関係校長は、今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある（1校）。

5 その他の不適切な事例

(1) 経理事務の複雑な委任関係

「学校が」徴収し管理すべき「学校徴収金」の一部について、後援会やP T Aに経理を行わせているものが見受けられたが、こうした団体に経理を行わせるといつても、実際に事務を処理するのは教職員であるから、結局は委任関係をより一層複雑にするものでしかなく、適切でないと認められる（3校）。

このため、関係学校は、こうした取扱いができるだけ速やかにやめる必要がある。また、県教委は、こうした取扱いをすることについて見解を示すとともに、当該見解に沿って教職員を指導監督する必要がある。

(2) 協力金の受領

副教材費の支払事務の委託を受けた者が、副教材の納入業者から協力金（支払事務の取扱手数料）を受け取っていた。当該協力金は、校長が受取を認めたもので、一部が受託者の報酬に充てられ、他はP T Aの収入になっていた。なお、副教材費の支払事務の委託は、教員の負担軽減のため始められたとのことであった（1校）。

副教材の取扱いに関する業者との間で金品の授受が行われることは、いかなる名目であるにせよ適切でないと認められる。

このため、県教委は、是正に向け見解を示して、校長を指導する必要がある。

(3) 通学用自転車ステッカーの販売

通学用自転車に貼付するステッカーについては、ステッカー製造業者の繁忙期を避けた方が安く購入できることもあって、教職員があらかじめ翌年度の入学予定者分の枚数をステッカー製造業者から買い入れておき、自転車通学を希望する新入生にこれを有償で頒布することが広く行われている。このとき、当該買入れ単価よりも高い代金を保護者等から集金しているものが見受けられた（3校）。

このような状況では、売れ残ることも想定し、その分の費用に充てるなどの事情があるとしても、もはや保護者等から物品購入に必要な経費を預かるものとはいえず、教職員が物品販売の業務（仕入れ・販売）を行っているものみなさざるを得ない。

このため、県教委は、教職員がこのような業務に従事することが妥当かどうかについて見解を示すとともに、当該見解に沿って教職員を指導監督する必要がある。

(4) 一律に集金する理由が乏しいもの

次に掲げる経費は、保護者等に直接かつ明確な受益が帰属すると認められるので、保護者等が負担すべきものではある。しかし、経費を負担してまでその利益を受けることを望まない保護者等もあるものと容易に推定され、かつ、副教材費や実習材料費などとは違い、当該利益を受けないことにより保護者等に発生する不利益を回避するよう教職員が注意を払わなければならないとも認められないものである。このような経費については、金の使い道はその所有者が

決定するという当然の理に従うべきであり、当該利益を受けることを当然の前提として一律に集金することは不適切であると認められる。

ア 通学用自転車ステッカー代

通学用自転車ステッカーには、学校名や番号が記載されており、自転車に貼ることによってこれを使用する生徒が特定できるものである。通学用自転車ステッカーを貼ることで、保護者等には、窃盗を抑止する効果が高くなること及び盗難に遭った場合において発見が容易になることの2つの利益が帰属すると認められる。

しかし、これらの利益は、防犯登録や住所氏名の記載によっても一定程度得られるものであるから、この上通学用自転車ステッカーを貼ってその利益を受けることを望まない保護者等もあるものと容易に推定される。また、通学用自転車ステッカーを貼らない場合に保護者等が受ける不利益を回避するよう教職員が注意を払わなければならないとも認められない。

このため、関係学校は、通学用自転車ステッカーの購入を保護者等の任意とし、その意思に基づいて集金する必要がある。なお、一部で毎年度新たなステッカーを購入させている例が見受けられたが、入学から卒業までの3年間同じステッカーを使用できるようにすべきである。

イ 成績通知書等郵送料

定期考查の成績通知書や学校通信などを郵送するためとして、高等学校では、郵送料の集金が行われていた。学校ではこれら成績通知書などを生徒に持ち帰らせていたところ、時期ははつきりしないが、保護者からの要望にこたえる形で郵送するようになったとのことであり、保護者には、成績通知書などを学校から直接受け取れるという利益が帰属すると認められる。

しかし、成績通知書などは生徒に持ち帰らせればよいと考える保護者もあるものと容易に推定され、また、生徒が成績通知書を家庭に持ち帰らない事態が起こり得るとしても、それによって保護者が受ける不利益を集金時に示しておけば足り、不利益を回避するよう教職員がそれ以上の注意を払わなければならぬとは認められない。

このため、関係学校は、成績通知書の郵送を希望するかどうかを保護者に確認し、希望者のみに郵送することを検討する必要がある。

6 県教委の指導及び監督

(1) 徴収金処理方針の抜本的見直し

ア 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの効果

徴収金処理方針を定め、徴収金マニュアルを作成した効果について、監査を通して見た限り、おおむね次のように総括できる。

(ア) 「学校徴収金」の取扱いは、大半の学校で担当職員（主に教員）の個人的スキルに任せられているところ、徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの内容を理解している教員はきわめて少なく、事務処理の適正化に効果があつたとは考えられない。

(イ) 修学旅行の取扱業者選定手続については、徴収金マニュアルで示した比較表に準拠して企画案の比較を行っている学校が多く、一定の効果があつたと考えられる。制服や体育用品など指定物品についても、不適切な事務処理は散見されたものの、一定の効果があつたと考えられる。

(ウ) 「団体徴収金（団体費）」の帳簿の整理などは、おおむね適切に行われているものの、従前の取扱要領による予算科目の構成や様式の使用が見受けられ、効果のほどは不明である。

イ 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの評価

徴収金処理方針及び徴収金マニュアルは、監査を通して見た限り、教職員の行動規範を示した規範マニュアル又は業務処理手順の標準を示す業務マニュアルとして、適切に管理され機能を果たしているとは言い難い。

(ア) 徴収金処理方針は、教職員の間で規範マニュアルとして認識されていない。その原因は、教育委員会規則や職務命令である訓令の形式をとっていないこと、規範ではない徴収金マニュアルとセットで学校に示達されたことなどにあると推測される。

（監査結果）

実地監査を行った23校中4校において徴収金マニュアルが公文書として管理されておらず、また、別の7校においては、教育長名の徴収金マニュアル策定通知文書が保管されていなかった。

また、教育庁本庁にあるべき徴収金マニュアルの策定に関する文書が見つからなかった。

(イ) 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルには、次のような改善すべき点が見られる。

- a 学校徴収金及び学校関係団体費について、保護者等の適切な経費負担を確保するための使途基準を示していない。
- b 受益者負担、預り金など「学校徴収金」の本質に関わる用語について説明がない。
- c 「学校徴収金」の定義が、徴収金処理方針と徴収金マニュアルとで異なる。
- d 「現金出納簿」の参考例に預貯金の出納の記載が見られる。

(ウ) 県教委は、学校現場での事務処理の実態を把握しておらず、点検・見直

しやこれに基づく改定が一度も行われていない。

- a 修学旅行に関する参考例が、平成17年施行の旅行業法の改正に対応できていない。
- b 通常は会計年度終了後に行う決算を、会計年度末までに行うこととされている。
- c 特別支援学校における校外実習費は、実習当日に保護者から預かってその日のうちに精算することが多く、年度末に改めて決算する必要がない。

ウ 徴収金処理方針の抜本的見直し

徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの効果及び評価は、上に述べたとおりであり、これを踏まえると、教材費等のあるべき姿（目標）を示した上で、教職員の私費現金の取扱いに関してどういう方法によってどういう指導及び監督をすべきかを改めて検討した上で、徴収金処理方針及び徴収金マニュアルを抜本的に見直す必要がある。

なお、見直しに当たっては、私費現金の取扱いは少し教えれば誰でも正しくできるような簡単なものではないことを踏まえ、次の点に留意する必要がある。

- (ア) リスクの量的な軽減を図るため、不要な私費現金の集金をやめ、取り扱う私費現金を必要最小限に減らすべきこと。
- (イ) 設置者、教職員及び保護者等が負担すべき経費について明確な基準を示すこと。
- (ウ) 高等学校と特別支援学校とでは、私費現金の取扱額や使途などに顕著な差が認められるので、これに配慮すること。
- (エ) 私費現金の管理は、児童生徒の教育とは本質的に異なる業務であることを念頭に置き、教員にこれを行わせる場合にあっては、指導監督について特段の配慮をすべきこと。
- (オ) 本庁各課の役割を明確に定めるべきこと。
- (カ) 教職員が責任感を持って適切な事務処理を行う意識付けができるよう、当該事務の目的や意義、事務処理の原理原則などの内容を盛り込むこと。
- (キ) 学校徴収金は預り金であることから、委任者である保護者等が求める程度の事務処理水準が確保されていなければ足りること。
- (ク) 私費現金の取扱いについて「公費に準ずる」という準則を立てるのは、一見便利で合理的なようだが、実際に適用するとなると、読み替えや様式の修正など多くの工程と細かい注意力を要すること。
- (ケ) 学校関係団体費について教職員が事務を適正に行うために、団体の経理規程等は欠くことのできないものであること。
- (コ) 学校徴収金について、資金の出納時のチェック体制を確立し、校長が定期的な点検を行うこととした上で、担当教職員の責任において支払を行わせるなど、責任の明確化と事務処理の効率化を図ることを検討すること。
- (サ) 「徴収」という用語は、税など法令の規定に基づき一方的に賦課徴収す

る場合に用いるのが一般的であるから、民対民の契約関係を基礎とする私費現金の取扱いに誤解を生じることのないよう、「徴収」の用語を避けること。

(2) 早急に改善指導を要する事項

(1) で述べた徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの抜本的な見直しが行われるまでの間における私費現金の事務処理を適切に行わせるため、県教委は、第4の1から5までにおいて個別に意見したものほか、次に掲げる改善や指導を行う必要がある。

ア 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの不備の改善

- (ア) 現金出納簿の参考例の不備を正すこと。なお、本来の現金出納簿は領収書を基に記帳して手元現金のあるべき金額を帳簿上明らかにしておくものであるが、同参考例は現金と預金を合わせた資金を管理するためのものとなっている。
- (イ) 学校徴収金に係る支払に伴う送金手数料は、別段の意思表示がないときは、民法(明治29年法律第89号)第485条の規定により債務者の負担となる。このため、保護者負担軽減の観点から、送金手数料を債権者(業者、団体等)負担としてもらいたい旨の意思表示をすべきことを明らかにすること。
- (ウ) 支払に係る債権者が送金手数料の負担に応じないときの当該送金手数料の負担者(受任教職員又は保護者等若しくはPTA等の団体)及び負担方法に関する統一した考え方を示すこと。併せて、私費現金を集金する際の口座振替手数料の負担者及び負担方法についても、統一した考え方を示すこと。
- (エ) 学校指定用品を教職員がまとめて購入する場合において、全員が購入を申し込むとは限らないことから、販売業者に見積条件を示す時点で数量減少のリスクがあることを説明することや、返品に応じることを求めるなどを指導すること。
- (オ) 篤志家が学校徴収金を納めていない生徒に係る債務の肩代わりを申し出した場合、その対応について統一した考え方を示すこと。また、教職員が集金不足額を補填することの是非及び集金不足額が生じた場合の取扱いについて統一した考え方を示すこと。
- (カ) 学校徴収金の支払を証する書類として感熱紙のレシートを保管している例が多く見受けられたが、感熱紙は徴収金処理方針が求める5年間の保存に耐えられないことから、その写しを併せて保管することを指導すること。また、私費現金に係る会計書類について5年間の保存が適當かどうかも再検討すること。
- (キ) 学校徴収金に係る仮払い(校外実習や合宿等に関し現地での支払が必要な場合に、当該必要な額を職員に交付することをいう。)及び立替払(職員が自費で購入した実習材料や消耗品などの費用について、当該職員の請求に基づき、必要と認められる額を預り金から支払うことをいう。)につ

いて、支払及び精算の方法、責任の所在、限度額などの標準を定めること。

- (ク) 「学校徴収金」の徴収目的及び徴収金額について、原則として、PTA役員など保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて「学校徴収金」を決定するものとされているが、意見聴取の手続が必要であるかを、再度検討すること。なお、「団体徴収金」にもこの規定を準用するものとされているが、「団体徴収金」はPTA等の団体が決定するものであるから、「団体徴収金」にこの規定を準用する理由はない。
- (ケ) 学校徴収金について、集金すべき額及び集金した額を生徒ごとに把握していないことは、他の生徒の教材費や集金目的外の使途への流用など不適切な取扱いを生じる大きな要因となるので、この点の指導を徹底すること。
- (コ) 私費現金の受取の際に使用する領収書について、領収書の保管者及び使用者を明らかにすることは、適正な現金管理の基礎となるものであるから、実際の現金取扱い状況を踏まえた上でルール化すること。

イ 定期的な監察等の実施

今回の監査においては、教材費等について多くの不適切な取扱いが見受けられた。このことは、学校の管理監督者が行う指導監督だけでなく、県教委の指導監督が不可欠であることを示しているものと考えられる。

県教委においては、平成18年度に県立学校12校に対して学校徴収金等執行状況調査として、事務処理の状況などについて調査を実施したが、調査結果の記録は残されていない。また、これ以降調査を行っておらず、学校における事務処理状況の把握すらできていない。

監査事務局が行った平成23年度における都道府県立学校に対する監察等（名称のいかんを問わず、事務が適正・適切に処理されているかどうかを現地において確認し、その結果に基づき改善させるものをいい、監査委員による監査を除く。）の実施状況調査によれば、25都道府県において学校を対象とした監察等を実施し、そのうち21都道府県が教材費等に係る事務処理も対象業務に含めていた（[表-11]）。

県教委は、これらのこと踏まえ、教材費等に係る事務処理状況の把握と是正のため、定期的かつ継続的に監察等を実施する必要がある。

[表-11] 平成23年度における都道府県立学校に対する監察等の実施状況
(単位: 都道府県)

区分	実施の有無	うち教材費等を対象に含むもの	
監察等を実施している	25	21	
監察等を実施していない	16	—	
過去実施例あり（注2）	3	—	
実施予定あり（注2）	1	—	
実施例・実施予定ともなし	13	—	
計	41	—	

- (注) 1 大分県を除く46都道府県のうち41都道府県から回答があった。
 2 過去実施例ありの3都道府県のうち1都道府県は、平成24年度から再開する予定としている。

ウ 取り扱う私費現金の抑制

県の公金であるか私費現金であるかにかかわらず、現金に関する不祥事は県民の信頼を大きく損なうものであるから、現金を取り扱うことは、それ自体、リスク要因として管理される必要がある。

現金の取扱額が減ればそれに応じてリスクも減ることは明らかであるが、私費現金について量的な制限ではなく、校長の判断次第でいくらでも増えしていくものである。

このため、県教委は、リスク管理の観点を踏まえて私費現金の取扱いは真にやむを得ないものに留めていくよう学校長を指導する必要がある。この場合に、県教委は、学校の種類や規模に応じた標準的な取扱額など具体的な目安となるものを学校長に示すのが望ましい。

エ 適切な経費負担の実現

第4の2では、本来設置者や教職員が負担すべき経費を保護者等が負担しているものについて改善を求めた。

県教委は、公平かつ適切な経費負担を実現するため、経費負担に関する具体的な運用マニュアルを示して学校長を指導するとともに、設置者が負担すべき経費について必要な予算を措置する必要がある。

オ 学用品等指定の必要性

学校指定用品は、その物品を指定することが、生徒指導や教科指導上の教育効果を高める上で不可欠なものでなければならない。

監査において、13,600円の通学用かばんを指定し新入生全員に使用を求める例が見受けられたが、その他の学校ではほとんど例が見られないこともあり、指定の必要があるのか疑問である（1校）。また、クラス費で市販のフラットファイルやノートなどを購入した例が見受けられたが、このような学用品までも教職員が保護者等に代わって一括購入し生徒に一律に使用さ

せる必要があるのか、疑問がある（3校）。

このため、県教委は、指定の必要性が乏しいものがないか実態を調査し、学校の特徴や学校所在地の地域特性なども勘案した上で、行政効率維持の観点から、不要な指定をしないよう学校長を指導する必要がある。

カ 職員倫理規程の運用

教職員が転退職に当たってPTAからせんべつを受け取ったり、本人や配偶者の結婚や出産に当たって祝金を受け取ったりしている例が見受けられた。PTAは職員のみで構成する親睦会とは違い、一定の利害関係にある保護者を構成員に含むのであるから、これらの金銭を受け取ることは、公務員倫理上不適切と考えられる（3校）。

このため、県教委は、PTAの慶弔規程の有無にかかわらず、こうしたせんべつや祝金などを受け取らないよう、教職員を厳しく指導する必要がある。

また、大分県教育委員会職員倫理規程（平成12年大分県教育委員会訓令甲第5号）では、売買契約等の相手方との間での禁止行為を定めているが、私費現金に係る売買契約等の相手方である場合にも当該基準が適用されるかどうかを明確にする必要がある。

キ 「校外勤務」の必要性

県立学校の教職員は、旅行命令に基づき出張する場合のほか、校長に校外勤務を届け出て「家庭訪問、生徒指導その他の用務のため、勤務場所を離れて勤務」することができる（大分県立学校職員服務規程（昭和55年大分県教育委員会訓令第2号）第7条）。校外勤務は、学校に特有の勤務形態であり、出張ではないので、旅費は支給されない。監査においては、家庭訪問のため校外勤務を行った教職員に対し、PTAがガソリン代補助等の名目で金銭を交付しているものが見受けられた（2校）。

校外勤務は、出張との実質的な違いがどこにあるのか明確でない上に、近年、公務出張への私有車の使用が認められるなど出張に係る制度も整備されたことから、校外勤務の制度を置く必要性は少なくなっているものと認められる。

このため、県教委は、校外勤務の意義を明らかにした上で、その要否を検討する必要がある。

ク 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金一部負担額の集金の適正化

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金を保護者に給付する災害共済給付を行っている。

災害共済給付契約は、設置者が、児童生徒等の保護者の同意を得て、当該児童生徒等について締結し、その共済掛金は設置者が支払い、設置者は、共済掛金の額のうち設置者が定める額（以下本項において「掛金負担額」という。）を保護者から徴収するものとされている。

各学校では、体育保健課の指導に基づき、保護者が掛金負担額の納入を P T A会長に委任し、P T A会長が掛金負担額を取りまとめて県に納入することが行われている。

当該手続に関して、委任についてP T A会長が同意していることが客観的に証明されていない、実際には掛金負担額の集金及び管理を教職員が行っている、掛金負担金を納めない保護者がいる場合にP T Aの資金で立て替えているなどの問題が見受けられた。

このため、体育保健課は、掛金負担額の徴収手続の適正化を図るため、指導を改める必要がある。

ヶ 大分県高等学校文化連盟会費の納入のは是正

大分県高等学校文化連盟は、高等学校の生徒及び教職員で組織され、大分県高等学校の文化活動を振興し健全な発達を図るため、各種大会の開催などの事業を行う団体である。各高等学校長は、同連盟の依頼に基づき、その会費を学校徴収金として保護者等から集金しているところであるが、未収があった場合でも別目的の学校徴収金から流用したり教職員が立て替えたりして同連盟が求める全生徒分の会費を納めた例が見受けられた。

このため、県教委は、教職員の負担軽減の観点からも、このような対応を改めるよう学校長を指導する必要がある。

コ 県下一斉実力テストについて

多くの高等学校で、第3学年の生徒全員を対象に、県下一斉実力テストが授業時間内に実施されており、保護者等からその受験料を集金している。有料のテストを受験するかどうかは保護者等が判断すべきものであるから、同テストの受験料を集金するに当たっては、授業時間内に実施されるものであっても受験は任意であることを保護者等に十分に説明し、受験の意思を確認した上で行う必要があると認められる。

このため、県教委は、受験の意思の確認を徹底するよう関係学校長を指導する必要がある。

また、同テストを実施している大分県高等学校教育研究会進学指導部会は教職員で構成されており、受験料は同部会に支払われていること、同テストは多くの学校で実施されており、多くの教職員が関与していると考えられることなどから、県教委は、教職員の関与の状況など同テストの実施状況を把握し、教職員の服務上の問題が生じることのないよう、万全を期す必要がある。

7 学校関係団体の事務の取扱いに係る事項

(1) 団体における教職員の事務の適正の確保

学校関係団体費に係る事務の大部分は教職員が処理しているところ、これまでに見たとおり、現金の管理や経費の使途などについて不適正な事例が見受けられたが、団体の規程等の不備もその原因であると認められた。もとより、経理規程などは団体が制定するものであるが、教職員が事務を行う以上、適正に行わなければならず、そのために団体の経理規程などは欠くことのできないものである。

ア 経理規程等の整備

経理規程、事務決裁規程、予算執行に関する規程などがない中で、教職員は、前例を踏襲した事務処理を行っていた。

このため、県教委は、教職員の公務能率の確保及び現金取扱いにおけるリスク管理の観点から、教職員が運営に関与する団体において、権限の配分、事務決裁、経理、予算執行、資金の繰越しや積立てなどに関する規程が整備されるよう、学校関係団体に理解を求める必要がある。

(学校関係団体費の経理等の事務処理において見受けられた事例)

- (ア) 収入調書は作成されているものの、その記載内容を裏付ける書類が添付されていないもの（2校）
- (イ) 支出負担行為決議書について、予算残額の記載がなかったり、債務確定後に起票されているなど、支出負担行為の統制が機能していないもの（23校）
- (ウ) 5月10日前後に県に納める必要のある災害共済給付掛金保護者負担額について、保護者の預金からの口座振替の期日を5月下旬の日にするなど適期に処理しなかったため、PTA等において一時立替えの必要が生じたものの（2校）
- (エ) 団体間の資金の融通に関し書類が作成されていなかったもの（4校）
- (オ) 全部又は一部の会計について、当該団体の監事等による監査を受けていないもの（3校）
- (カ) 備品や長期債務など当該団体の資産・負債に関する記載をせずに決算書案を作成していたもの（4校）
- (キ) 支出原因契約を事前決裁していないもの（23校）
- (ク) 団体の総会の承認を得ていない会費を集めしたもの（2校）
- (ケ) 団体の役職員でない教職員が起案や決裁に関与しているもの（5校）
- (コ) 団体の会則等から見て会計事務に関与すべきでない役職者（教職員）が決裁に関与しているもの（6校）
- (シ) 明確な理由なく同じ役職にある役員の一部（教職員）のみが決裁に関与しているもの（3校）
- (シ) 設置者又は教職員が負担すべきと認められる経費を学校関係団体に負担させたもの（2（1）ウ参照）

イ 会員及び会費に関する規定の整備

今回の監査においては、会員の会費納入義務について会則で定めていない団体が多く見受けられた。また、会則で入退会手続を定めていないか又は会則で定める入退会の手続が執られていないものがほとんどであった。

このため、県教委は、教職員の事務の適正の確保及び会費徴収に関するトラブル防止の観点から、教職員が運営に関与する団体においてその会員たる地位の得喪及び会員の義務に関する規定が整備されるよう、学校関係団体に理解を求める必要がある。

(会員及び会費に係る規定の状況等)

- (7) P T A23団体全てにおいて、入退会に関する定めがなく入会手続がとられていなかった。
 - (1) P T A23団体のうち、「会員は会費を納めなければならない」等、会員の会費納入義務を会則又は会費規程に明示していたのは5団体で、残りの18団体は「本会の経費は会員の会費をもって充てる」などの規定であった。
 - (4) P T A23団体のうち、会費及び入会金の額を会則又は会費規程に明記していたのは4団体で、残りの19団体は毎年の收支予算で会費の額を決定していた。
 - (I) 同窓会の会員資格がない新入生から入会金や会費の集金を行ったものが見受けられた（3校）。
 - (才) 同窓会費の納入依頼文書で入会の任意性を説明していないものが見受けられた（3(1)ア(ア)aの再掲）。
- (2) 団体事務と公務との混同の是正

ア 団体事務と公務との区分

P T A等の団体は、独自に意思決定を行い、独立して事業を行い、会計管理をしているものであるから、おのずと、P T A等の団体の事務と県（学校）の事務である公務とは区別されているはずである。しかし、次に掲げるような、団体事務と公務とを混同している例が見受けられた。

このため、県教委は、団体事務と公務との区別を示すとともに団体事務の処理に当たっての注意事項を具体的に示すなどして、校長を指導する必要がある。

(団体事務と公務との混同が見受けられた事例)

- (7) P T Aの支払に係る請求書が、校長あてや学校あてであるもの（23校）
- (1) 校長とP T A会長の連名で領収書を発行したもの（3校）
- (4) P T Aが発注した工事に係る契約について、大分県公共工事請負契約約款が適用されていたもの（1校）
- (I) P T Aの会則上権限のない教頭が、支出伝票の決裁に関与しているもの（5校）
- (才) 団体職員の雇用契約書において被用者を「○○学校団体費職員」と称しているもの（2校）
- (カ) 団体職員の業務内容について、「（他に）学校用務にも当たる」とされ

ているものや、「校長が指定する」とされているもの（3校）

- (ヰ) P T A等が集金・管理すべき土曜講座や業者模試の費用を校長が徴収したり、校長が受け取るべき金銭をP T A会長が受け取って領収書を発行するなど、集金や管理の主体が明確にされていないもの（9校）
- (ケ) 預金口座の届出印に公印を使用していたもの（1(1)サ再掲）
- (ケ) 設置者又は教職員が負担すべきと認められる経費を学校関係団体に負担させたもの（2(1)ウ参照）

【参考】 公文書非公開決定処分取消請求控訴事件判決（福岡高等裁判所平成15年（行コ）第15号事件、平成15年4月30日）抜粋

「P T A・・・のいずれも、団体としての組織を備えている上、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、定期的に開催される総会において独自に意思決定を行い、独立して事業を行い、会計管理をしているものであるから、権利能力無き社団と認めるのが相当である。」

イ 教職員の意識

アで見受けられた団体事務と公務との混同は、(ケ)の学校に関する各種経費の負担面において、特に顕著に見られるところである。これには、P T Aは学校の中の一組織であるという意識が教職員に浸透していることが背景にあるものと推察される。

学校では、県（学校）とP T A等の団体とで一つの行事を共同主催することがしばしばあり、また、教職員が、P T A等の構成員や役職員などの身分も持っているなど、教職員が団体事務と公務とを混同しがちな環境がある。このような学校の環境を変えることは困難であるから、団体事務と公務とを混同しないためには、これらが別々のものであることを、すべての教職員が常に自覚しておく必要がある。

このため、県教委は、アで述べた団体事務と公務との区分の指導を徹底するよう、校長を指導する必要がある。

ウ 校務として取り扱うことができる団体事務の範囲の明確化

県教委は、教職員がP T A等の団体の事務を取り扱うことを校務と認定するかどうかは校長の権限に属するとしている。県教委がP T A等の団体の事務の内容を具体的に検証もせずにこのような見解を示していることも、団体事務と公務とを混同する原因であると認められる。

このため、県教委は、団体の事務の性質や事務処理に要する時間や費用などを精査した上で、これらのうち校務としても差し支えのないものを具体的に区分して校長に示すとともに、行政運営の透明性向上のため、これを広く公に示す必要がある。

(3) 教職員の関与に係るルールの確立

県においては、県の事務事業のあり方の見直しが迫られている中で、県の庁舎内に事務局を置く任意団体等の業務運営等のあり方について見直しを行うとともに、今後における任意団体の設立・運営の適正を期するために、「県が関

与する任意団体の設立及び運営に関する指針(平成19年5月15日付け行企第306号総務部長通知。以下「任意団体指針」という。)」が策定されている。

学校関係団体への教職員の関与については、任意団体指針は適用されないが、同指針の策定趣旨を踏まえると、学校関係団体への教職員の関与についても、同指針を参考にして見直す必要があると考える。

ア 教職員の関与の必要性

任意団体指針の第6では、任意団体に関する県の人的関与の適正な実施について指導する基準として、「県職員が任意団体の役員又は事務局員に就任する場合は、当該任意団体の業務が県行政と密接不可分のもの及び施策推進上特に必要と認められるものに限る」ことを挙げている。

このため、県教委は、教職員が役員又は事務局員に就任することができる団体に関し、具体的な団体名を例示するなどして基準を定め、併せて、団体の役職員としての事務を行うときの服務上の取扱いを明らかにする必要がある。

イ 役員等に就任する手続

県教委は、教職員が学校関係団体の役員又は事務局員に就任するに当たっては、担当する事務の範囲や権限と責任の範囲を明確にした上で、手續を書面で行うこととし、教職員が安心して事務処理に当たることができる環境を整備する必要がある。

(4) 体育文化振興会の統合の促進

一つの団体を運営していくためには、規約をはじめとする諸規程の整備、総会の開催をはじめとする意思決定手続、役員の就任退任手続など多くの労力を要する。PTA等の団体に係るこれらの事務の多くを教職員が処理している現状では、団体の数が増えるほど教職員の負担が増し、公務の効率的な遂行を阻害するのは明らかである。

「体育文化振興会」など部活動の支援等を目的とする団体については、その総会の資料や実施状況などから、実質上PTAの一部であると見受けられた。実際、PTAの特別会計の一つとして体育文化振興費会計を設けている例も見られた。

このため、県教委及び校長は、公務能率の確保の観点から、体育文化振興会の他団体への統合について理解を求める必要がある。なお、現在、体育文化振興会は保護者から会費を集金しているが、その集金目的及び使途から考えると、任意の寄附として位置づけられるよう留意すべきである。

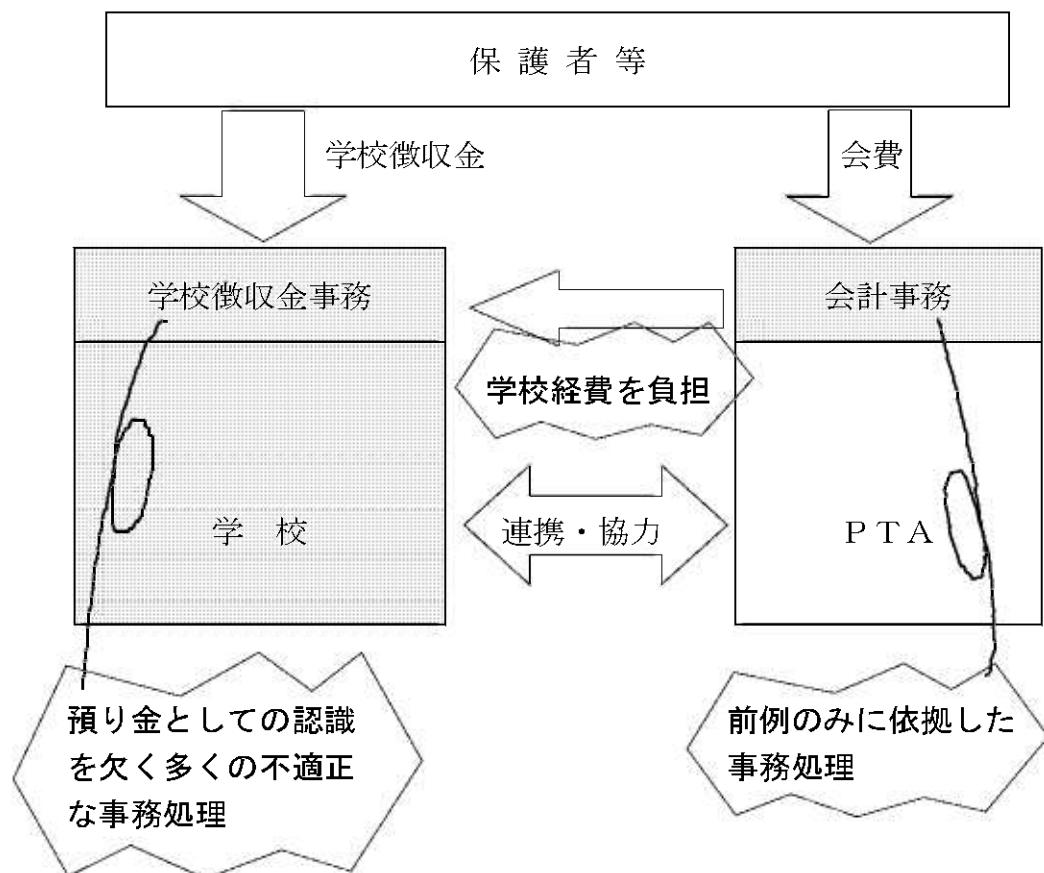
8 県民への情報提供

入学時の費用負担や在学期間中の費用負担がどの程度になるのかは、進学予定の児童・生徒や在学中の生徒を持つ保護者のみならず、多くの県民にとって有益な情報と考えられるが、このような情報の提供は積極的に行われていなかった。

このため、県教委は、保護者等の費用負担について、情報の提供が積極的に行われるよう、その内容や方法を検討する必要がある。

参考図 学校徴収金及び学校関係団体費について（主な問題点）

■は教職員が行っている事務



第5 監査結果に関する意見

今後、第4で述べた監査の結果に基づき改善の措置を講じるに当たって留意すべき事項として、次のとおり意見を述べる。

1 保護者との関係

教職員と保護者は、生徒の教育についてお互いに協力する関係にあり、また、PTAの場においては、同じ組織を構成する対等の会員同士という関係にある。

しかし、教職員は生徒に知識を教授し生徒を評価する立場にあることから、保護者とは一定の利害関係にあると考えられる。全ての教職員は、公私いずれの場面においてもこのことを自覚しておく必要がある。

また、保護者の中には、不満があっても言いたいことを言えない人もいることを常に念頭に置いておく必要がある。

2 保護者等の財産権の尊重

私有財産は、法律の定めによる場合（税金の徴収など）を除き、所有者の意に反する処分を強制されないものである。したがって、保護者等が学校指定用品の代金の集金に応じない場合は、保護者等に支払を強制することはできず、たとえ生徒や保護者に不利益が生じる場合であっても、教職員が安易に物品の購入を行うべきではない。

また、使途目的を明らかにせず集金すること、学校徴収金を無断で他の用途に流用すること、他の生徒の教材費に流用することなどは、いずれも保護者等の財産権を軽視した行為であり、許されるものではない。

3 保護者負担の軽減

購入価格が安くなれば保護者負担が軽減されることは言うまでもないが、ほかにも、代替品使用の容認など購入の義務づけの緩和、購入の手間の軽減などによって保護者負担を軽減することができるので、保護者等のニーズを見極めて、こうした方法を適宜選択することが必要である。

なお、中津北高等学校では、PTAが卒業生から使用していた制服等を引き取り、学校を通じて希望する新入生に提供している事例が見受けられた。保護者負担の軽減になるものであるので、このような取組が拡大していくことを期待するものである。

4 公正な取引の確保

学校指定用品について、新規参入を阻害するような細かい仕様指定をしないこと、販売業者をなるべく限定しないことなどを通じて、自由かつ公正な競争を確保することが求められる。

5 保護者等からの委任に関する留意事項

学校徴収金は、保護者等から物品購入などの事務の委任を受け、その費用を預

かつたものである。したがって、委任に関する民法の規定に基づいて、適切に管理する必要がある。その要点は、以下のとおりである。

- (1) 学校徴収金は、善良な管理者としての注意義務をもって保管する必要があり、注意義務違反により亡失したときは弁償の必要が生じる。
- (2) 受任者は、いつでも委任事務の処理状況を委任者に報告できるようにしておくとともに、委任事務の処理が終了した後は遅滞なくその経過及び結果を委任者に報告する必要がある。
- (3) 学校徴収金から生じた預金利息は、委任者に引き渡す必要がある。
- (4) 学校徴収金の流用は、無断で行うと受任者としての義務違反となるから、事前に使途変更の了解を得る必要がある。

6 学校は権利義務の主体ではないこと

今回実地監査を行った県立学校において、あたかも学校が一つの法人又は団体であり、権利義務の主体となりうるかのように考える傾向が見られたが、次の点に留意する必要がある。

- (1) 県立学校は、県の一機関であるにすぎないこと。
- (2) 県立学校に関する権利義務の主体となるのは、設置者である県であって、学校ではないこと。
- (3) 「学校」はそれ自体意思を持ち得ず、校務に関する意思決定を行うのは基本的には学校長であること。

む　す　び

本年度の行政監査は、「県立学校における教材費等について」をテーマとし、教育庁の関係4課及び県立学校23校を選定して、学校徴収金、学校関係団体費及び学校指定用品の事務が保護者等の信頼に応え適切に取り扱われているかなどについて実地に監査した。

監査の結果及び意見については、第4で述べたとおりであり、現金の管理や支出などの事務処理に関して改善又は検討を要するものが認められた。また、保護者等が学校の運営に必要な費用を負担している状況や、教職員が学校関係団体の事務に関わることについて学校任せとなっている状況も認められた。

本県では、平成24年度からの新たな行政財政運営の指針となる「大分県行財政高度化指針（素案）」において、県民ニーズの多様化・高度化が進む中、限られた行政資源を最大限に活用し、県民中心の県政を開拓するために、県民への行政サービス及び行政体としての大分県庁の「高度化」に取り組む必要があるとしている。

このような状況を勘案すると、今後、教材費等の取扱いが、社会経済情勢の変化に対応しつつ、保護者等の信頼に応え、適切かつ効率的に行われるよう、特に次の点に留意されることが重要であると考える。

- ① リスク管理の観点から、現金取扱額を必要最小限にすること。
- ② 県教委は金銭を預かるとの責任を明確にした規範を整備し、また、教職員はこれを自覚して主体的にその義務を果たすよう努めること。
- ③ 現金取扱いに関する事務処理を、現金事故防止のために必要な厳格さを保つつもりできるだけ簡素化した上で、その適正な実施を図ること。
- ④ 学校に関する経費について、設置者、教職員及び保護者等が負担すべきものを明確にすること。
- ⑤ 学校にあっては担当者任せにせず、県教委にあっては学校任せにせず、適切な指揮監督を行って、現金事故の未然防止及び費用負担の適正化に努めること。

最後に、今回実地監査を行わなかった学校にあっても、同様に改善又は検討を要するものが少なくないと考えられるので、この機会に点検し、適切な措置を講じられるよう要望するものである。

平成24年3月

大分県監査委員

監査対象機関一覧表

区分	番号	監査対象機関	在籍者数 (人)	平成22年度 学校徴収金集金額 (円)	生徒一人当 たり負担額 (円／人年)
1 本庁関係課	1	教育人事課			
	2	教育財務課			
	3	高校教育課			
	4	体育保健課			
2 高等学校	1	高田高等学校	465	9,479,134	20,385
	2	国東高等学校	686	33,663,116	49,072
	3	国東高等学校 双国校	96	2,763,696	28,789
	4	杵築高等学校	701	39,741,839	56,693
	5	山香農業高等学校	220	26,125,805	118,754
	6	日出陽谷高等学校	455	10,267,308	22,566
	7	別府鶴見丘高等学校	709	47,505,038	67,003
		別府鶴見丘高等学校 (併設定時制)	30	594,000	19,800
	8	別府青山高等学校	478	5,599,663	11,715
	9	別府羽室台高等学校	452	16,130,049	35,686
	10	大分上野丘高等学校	991	82,425,280	83,174
	11	大分舞鶴高等学校	959	72,800,959	75,913
	12	大分雄城台高等学校	715	28,429,428	39,761
	13	大分南高等学校	709	21,787,800	30,730
	14	大分豊府高等学校	869	82,943,614	95,447
	15	大分工業高等学校	848	25,006,950	29,489
		大分工業高等学校 (併設定時制)	62	4,196,980	67,693
	16	大分商業高等学校	869	24,669,346	28,388
	17	芸術綠丘高等学校	219	2,468,374	11,271
	18	大分西高等学校	749	29,547,309	39,449
	19	大分中央高等学校 * 定時制	79	4,252,400	53,828
	20	爽風館高等学校 * 定時制	230	4,186,875	18,204
		爽風館高等学校 * 通信制	1086	10,400	10
	21	大分鶴崎高等学校	946	25,613,292	27,075
	22	鶴崎工業高等学校	832	20,302,380	24,402
	23	情報科学高等学校	577	15,367,116	26,633
	24	大分東高等学校	416	10,754,776	25,853
	25	由布高等学校	346	7,535,248	21,778
	26	臼杵高等学校	601	35,144,388	58,477
	27	臼杵商業高等学校	208	6,191,560	29,767
	28	海洋科学高等学校	115	6,510,260	56,611
	29	野津高等学校	161	6,922,190	42,995
	30	津久見高等学校	436	11,648,090	26,716
	31	佐伯鶴城高等学校	721	43,364,617	60,145
	32	佐伯豊南高等学校	592	15,191,571	25,661
	33	佐伯鶴岡高等学校	309	6,800,354	22,008
	34	三重総合高等学校	640	25,379,273	39,655
	35	三重総合高等学校 久住校	98	1,359,358	13,871
	36	竹田高等学校	572	14,063,647	24,587
	37	玖珠農業高等学校	191	6,142,241	32,158

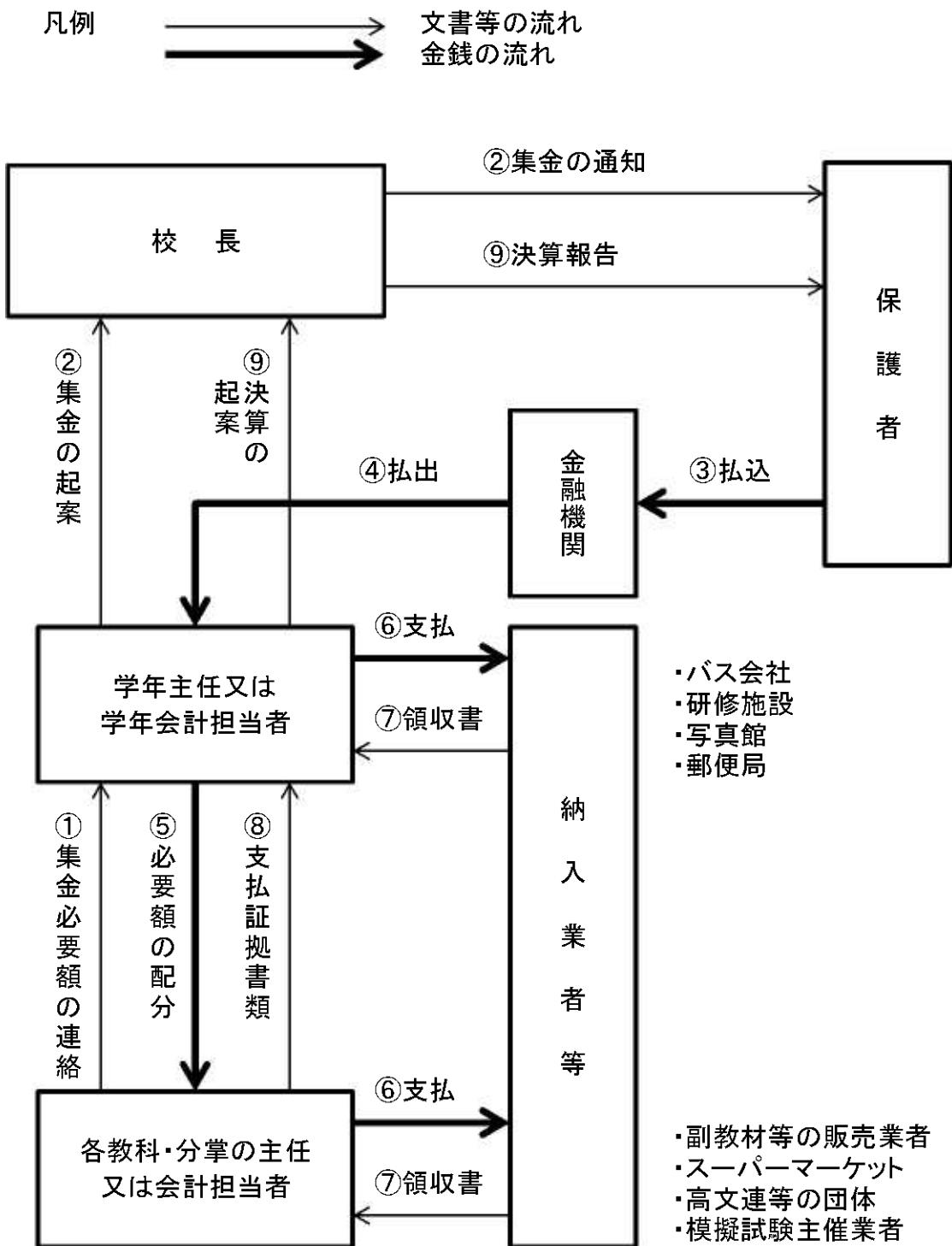
区分	番号	監査対象機関	在籍者数 (人)	平成22年度 学校徴収金集金額 (円)	生徒一人当 たり負担額 (円／人年)
2 高等学校	38	森高等学校	412	21,138,343	51,307
	39	日田高等学校	753	55,164,332	73,259
		日田高等学校 (併設定時制)	46	4,922,000	107,000
	40	日田三隈高等学校	462	20,153,160	43,622
	41	日田林工高等学校	704	9,309,609	13,224
	42	中津南高等学校	591	52,878,331	89,473
	43	中津南高等学校 耶馬渓校	114	2,389,154	20,957
	44	中津北高等学校	636	26,392,735	41,498
	45	中津東高等学校(中津工業高等学校を含む。以下同じ。)	749	15,182,039	20,270
		中津東高等学校 (併設定時制)	53	5,784,235	109,137
		※中津商業高等学校 H23.3廃止	74	1,298,819	17,552
		※中津商業高等学校 (併設定時制) H23.3廃止	17	1,421,696	83,629
	46	宇佐高等学校	621	33,743,106	54,337
	47	宇佐産業科学高等学校	446	14,863,395	33,326
	48	安心院高等学校	324	9,487,247	29,282
		高等学校計	26,440	1,107,013,925	41,869
3 特別支援学校	1	盲学校	31	3,483,168	112,360
	2	聾学校	57	9,519,275	167,005
	3	日出支援学校	63	7,249,395	115,070
	4	宇佐支援学校	146	15,598,122	106,836
	5	宇佐支援学校 中津校	25	2,828,970	113,159
	6	由布支援学校	46	5,697,401	123,857
	7	別府支援学校	36	9,256,876	257,135
	8	別府支援学校 鶴見校	26	249,543	9,598
	9	別府支援学校 石垣原校	49	592,425	12,090
	10	南石垣支援学校	92	9,010,670	97,942
	11	新生支援学校	156	16,090,731	103,146
	12	大分支援学校	140	13,478,125	96,272
	13	臼杵支援学校	63	7,534,145	119,590
	14	佐伯支援学校	41	954,083	23,270
	15	竹田支援学校	44	2,808,421	63,828
	16	日田支援学校	61	3,606,090	59,116
		特別支援学校計	1,076	107,957,440	100,332
4 中学校	1	大分豊府中学校	358	23,011,468	64,278
		中学校計	358	23,011,468	64,278
		合　　計	27,874	1,237,982,833	44,414

(注)1 網掛けは、実地監査対象機関

2 学校関係団体費は、特定の団体の財務情報が明らかになることから、記載していない。

3 爽風館高等学校通信制の在籍者数は、実活動生の数

「学校徴収金」事務の流れ（例。学校徴収金等取扱マニュアル及び監査結果による。）



注1 特別支援学校では、保護者からの集金を現金で行っていることが多い。

注2 分掌には、生徒指導、特別活動、進路指導などがある。

